

UCR受入地利用案内

2024年度

2024年6月

株式会社 建設資源広域利用センター

搬出工事担当者の皆様へお願ひ

各受入事業者からご提供いただく受入時期や受入土量の情報は、あくまでも予定であることから、受入地側の事業進捗状況等により年度途中でも変更が生じる可能性があります。

また、搬出される工事において、当初の予定と異なる搬出土量や時期、土砂の土質や粒度分布等により、受入地側の条件を満たせなくなった場合は、受入れができないなります。

従って、関係機関との調整を経て搬出工事リストに登録された工事でも、記載された受入地への土砂の搬出が約束されたものではありません。

このことをご理解いただき、設計段階や施工計画作成時等、受入地の状況をU C Rに隨時確認いただきますよう、お願ひします。

なお、各受入地においても、事業の進捗のために一定量の土の確保が必要となっていますので、搬出工事リストに記載された工事や既に申し込みいただいた土砂の搬出予定が無くなった場合には、弊社にご連絡いただくようお願ひいたします。

問い合わせ先

株式会社建設資源広域利用センター

首都圏課 TEL 03-6205-8347

目 次

はじめに

1 事業の仕組みと当社の役割	p.1
2 UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂	p.1
3 留意していただくこと	p.2
4 UCR受入地の受入日及び受入時間	p.2
5 UCRの営業日等（相談、受付等業務）	p.2
6 UCR受入地の受入料金	p.2
土質区分基準（表－1）	p.3
調査試験方法（表－2）	p.4
コーン指数の測定方法（参考表）	p.4
[土質材料] 地盤材料の工学的分類（参考）	p.5

2024年度UCR首都圏事業受入地位置図	p.6
----------------------	-----

2024年度UCR建設発生土受入地一覧表	p.8
----------------------	-----

第Ⅰ章 発注機関の皆様へ

1 UCR受入地を利用する発注機関	p.10
2 UCR受入地利用の申込方法	p.10
3 UCR受入地の利用条件	p.10
4 発注工事の請負契約上の措置のお願い	p.11
5 工事請負者への証明書類の交付	p.11
6 土質不適合、設計変更時等の措置	p.12
7 UCR利用の全体フロー	p.13
工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）	p.14

第Ⅱ章 請負者の皆様へ（UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ）

1 搬入申込みの手続と手順	p.15
2 搬入申込みのフロー	p.19
3 UCRへの提出書類	p.20
4 留意事項	p.23
5 受入地別提出書類一覧表	p.24

第Ⅲ章 運搬についての注意事項	p.27
------------------------	------

受入地毎の提出書類

1 全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類	p.28
(1) 全ての受入地で必要な書式、図書類	p.28
2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類	p.29
(1) 「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「さいたま中央地区」 「(仮称)道の駅「くまがや」」で必要な書式、図書類	p.29
(2) 「青梅地区」「八王子地区」「町田市相原町」で必要な書式、図書類	p.30
(3) 「市川港」「三郷市番匠免」「さいたま市緑区寺山」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」 「御殿場市神山」「相模原市相模原」「厚木市下荻野」で必要な書式、図書類	p.31
(4) 「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類	p.32
3 土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類	p.33
(1) 全ての受入地で提出が必要な書式、図書類	p.33
(2) 受入地により追加で提出が必要な書式、図書類	p.34
① 「市川港」「三郷市番匠免」「さいたま市緑区寺山」「横浜鈴繁埠頭」 「城南島」「御殿場市神山」「相模原市相模原」「厚木市下荻野」	p.34
② 「横須賀市久里浜港」	p.35
③ その他の受入地	p.36
4 完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）	p.37
(1) 申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類	p.37
(2) 申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類	p.37
(3) UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出が必要な書式、図書類	p.37

試験項目・土質材料	p.38
------------------	------

2024年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表	p.40
--	------

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影	p.45
---	------

千葉県等に搬出する受入地における資料採取方法及び写真撮影	p.46
-------------------------------------	------

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影	p.48
--------------------------------------	------

「秦野中井IC南」「愛川町半原」受入地における試料採取方法及び写真撮影	p.50
--	------

様式集

様 式 1	土砂搬入申込書	p.52
様 式 2	土砂搬入計画表	p.52
様 式 3	分割発券申請予定表	p.52
様 式 4	発券申請書	p.52
様 式 5	地質分析（濃度）結果証明書	
様式 5-1	地質分析（濃度）結果証明書	p.53
	（様式5-2、5-3、5-4、5-5、5-6使用の受入地以外）	
様式 5-2	地質分析（濃度）結果証明書	p.53
	「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」	
様式 5-3	地質分析（濃度）結果証明書	p.53
	「三郷市番匠免」	
様式 5-4	土壤検査結果証明書	p.53
	「横須賀市久里浜港」	
様式 5-5	土壤検査結果証明書	p.54
	「秦野中井 I C 南」	
様式 5-6	土壤検査結果証明書	p.54
	「愛川町半原」	
様 式 6	土砂等発生元証明書	
様式 6-1	土砂等発生元証明書	p.54
	「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「御殿場市神山」「厚木市下荻野」	
様式 6-2	土砂等発生元証明書	p.54
	「三郷市番匠免」「さいたま市緑区寺山」	
様式 6-3	土砂等発生元証明書	p.55
	「横須賀市久里浜港」	
様式 6-4	土砂等発生元証明書	p.55
	「相模原市相模原」	
様式 6-5	土砂等発生元証明書	p.55
	「秦野中井 I C 南」	
様式 6-6	土砂等発生元証明書	p.55
	「愛川町半原」	
様 式 7	検査試料採取調書	
様式 7-1	検査試料採取調書	p.56
	「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「御殿場市神山」「厚木市下荻野」	
様式 7-2	検査試料採取調書	p.56
	「三郷市番匠免」「さいたま市緑区寺山」	
様式 7-3	検査試料採取調書	p.56
	「横須賀市久里浜港」	
様式 7-4	検査試料採取調書	p.56
	「相模原市相模原」	
様式 7-5	検査試料採取調書	p.57
	「秦野中井 I C 南」「愛川町半原」	
様 式 8	(工期・) 発生土量の変更に伴う証明書	p.57
様 式 9	土砂搬入完了精算書	p.57
様 式 10	土砂搬入完了届	p.57

様式 11	土砂搬入完了確認依頼書	p.58
様式 12	運搬車両一覧表	p.58
	「青梅地区」「八王子地区」「町田市相原町」「御殿場市神山」	
様式 13	仮置場使用確認書	p.58
その他の	土砂搬入完了確認書（当社から発行します）	p.58
	「土砂搬入完了確認依頼書」の提出を受けて発行します。	
	納入通知書発行依頼書	p.59
	「愛川町半原」	
	土砂搬入完了精算書兼請求書	p.59
	「愛川町半原」	

※ 様式については、当社ホームページからダウンロードできます。

検索サイトから「UCR」⇒「建設資源広域利用センター」⇒首都圏事業「提出書類ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。
(様式により Word、Excel、PDF の各形式があります。)

(参考)

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件（神奈川県発注工事、県内市町村発注工事（政令市を除く））の様式については、上記ホームページ「書類ダウンロード（神奈川県都市整備技術センター受付工事）」からダウンロードできます。

法令改正に係る国土交通省チラシ

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等	p.60
公共工事等発注者のみなさまへ	p.61
元請業者のみなさまへ	p.63

注意事項

- ◎試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などをご用意の上、試料採取方法や試験項目・頻度について、UCR担当者までご相談ください。
- ◎受入地の事業計画変更等により受入可能時期・土量・土質等が変更になる場合があります。その際ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
ご利用を検討されている担当者の皆様には、設計・積算の段階で最新の情報をお問い合わせくださいますようお願いします。（詳細は p.10 を参照願います。）

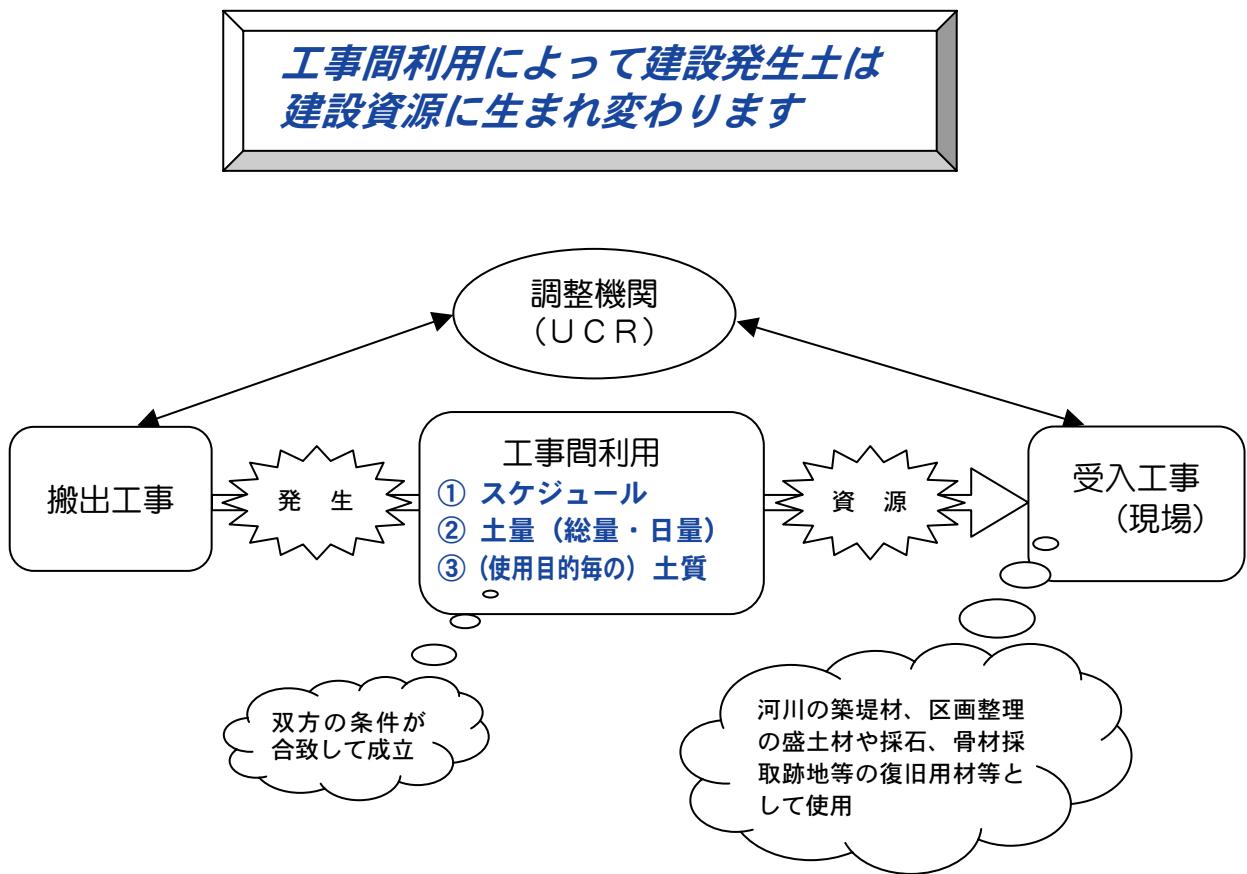
※地質分析事業者の紹介は、下記協議会へお問い合わせください。

- | | |
|-------|---|
| ◇東京都 | 東京都環境計量協議会
TEL 03(5812)4111
URL http://www.toukankyo.org/ |
| ◇埼玉県 | (一社) 埼玉県環境計量協議会
TEL 048(646)5727
URL https://www.saikankyo.jp/ |
| ◇神奈川県 | (一社) 神奈川県環境計量協議会
TEL 045(790)5280
URL https://www.shinkankyou.com/ |
| ◇千葉県 | 千葉県環境計量協議会
TEL 043(233)8967
URL https://www.senkankyou.jp/ |

はじめに

UCRの首都圏事業は建設発生土を資源として有効利用することを通じて、公共事業の円滑な推進と循環型社会づくりに貢献することを目的としています。

1 事業の仕組みと当社の役割



2 UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂

- (1) 搬入可能な土砂は、土砂搬入申込書に記載された土砂に限ります。
土砂搬入申込書に記載された工事現場以外の土砂は、搬入できません。
- (2) 建設発生土の土質区分は、土質区分基準（表一1）により分類されます。
次のような土砂は、搬入できません。
 - ① 受入地が定める基準に適合しない土砂（土質、有害性等）
 - ② 関係する法令等の基準値を満たさない土砂*
 - ③ 一般廃棄物及び産業廃棄物が混入している土砂

* 土壤汚染対策法施行規則で定める基準（p.38参照）を超過する場合、又は土壤汚染対策法第6条（要措置区域）あるいは第11条（形質変更時要届出区域）に指定されている区域からの搬出を予定する場合は、事前にご相談ください。

3 留意していただくこと

- (1) 搬入時期や土量、試料採取方法等受入地毎の調整が必要となりますので、
工事受注後（土質試験実施の前）速やかに、UCR担当者に相談してください。
事前の相談がない場合は搬入をお断りする場合もあります。
- (2) UCR受入地の事情により、受入計画に変更があった場合などに、**受入地の変更**をお願いする場合があります。
- (3) 悪天候、交通事情、突発的事故等により受入れができない場合には、受入れを停止又は制限する場合があります。
- (4) 「土砂搬入管理券」は、第三者に譲渡することはできません。
譲り受けた「土砂搬入管理券」は、**無効**です。

4 UCR受入地の受入日及び受入時間

- (1) 受入日は、原則として**日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、夏期休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日**とします。土曜日については、別途受入地毎に定めます。
- (2) 受入時間は**午前8時30分から午後4時30分までを標準**としますが、受入地毎に定めています。
なお、夜間の受入れが可能なUCR受入地もあります。

5 UCRの営業日等（相談、受付等業務）

UCRの営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、年末年始を除く平日（月曜日から金曜日）、営業時間は午前9時から午後5時30分です。

また、問い合わせ先は「**首都圏課TEL（03-6205-8347）**」です。

6 UCR受入地の受入料金

- (1) UCR受入地の受入単価は、「受入地」によって異なりますので、**本書「UCR建設発生土受入地一覧表（p.8～9）」、または、当社ホームページ「受入地一覧（受入条件）」**をご参照ください。
- (2) **受入料金 = (発券土量 × 受入単価) + (消費税)**
発券土量 = 発券枚数 × ダンプ1台当たりの積載土量
- (3) 土砂搬入管理券は、搬入申込土量の搬入に必要となるダンプの台数分購入してください。

発券枚数 = 搬入申込土量 ÷ ダンプ1台当たりの積載土量 … （端数切上げ）

※ 平均単位体積重量が1.8t/m³の場合、10t車で5.27m³、4t車で2.22m³、3t車で1.66m³、2t車で1.11m³

（久里浜港については、ほぐし土量で10t車で6.32m³、4t車で2.66m³、3t車で1.99m³、2t車で1.33m³を標準とします。）

受入料金の払い込みの確認をした後、申請された枚数の土砂搬入管理券を発行します。

表-1

土質区分基準

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2),3),4)}	コーン 指數 q_c (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6),7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれ らに準ずるもの〕	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1ランク下 の区分 とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	—	
	第1種改良土 ^{*8)}		人工材料	改良土{I}	—	
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの〕	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1ランク下 の区分 とする。
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 〔通常の施工性 が確保される 粘性土及びこ れに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1ランク下 の区分 とする。
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}		—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}		—	
	有機質土		有機質土{O}	40~80%程度		
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
泥土 ^{*1),9)}	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}		—	
	有機質土		有機質土{O}	80%程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

*1) 國土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

*3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。

例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指數400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指數(表-2参照)。

*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指數を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指數を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環境省通知）

・地山の掘削により生ずる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

（建築工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

表－2

土質区分判定のための調査試験方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

^{*1)} 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。^{*2)} 1層ごとの突き固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考表

コーン指数 (q c) の測定方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

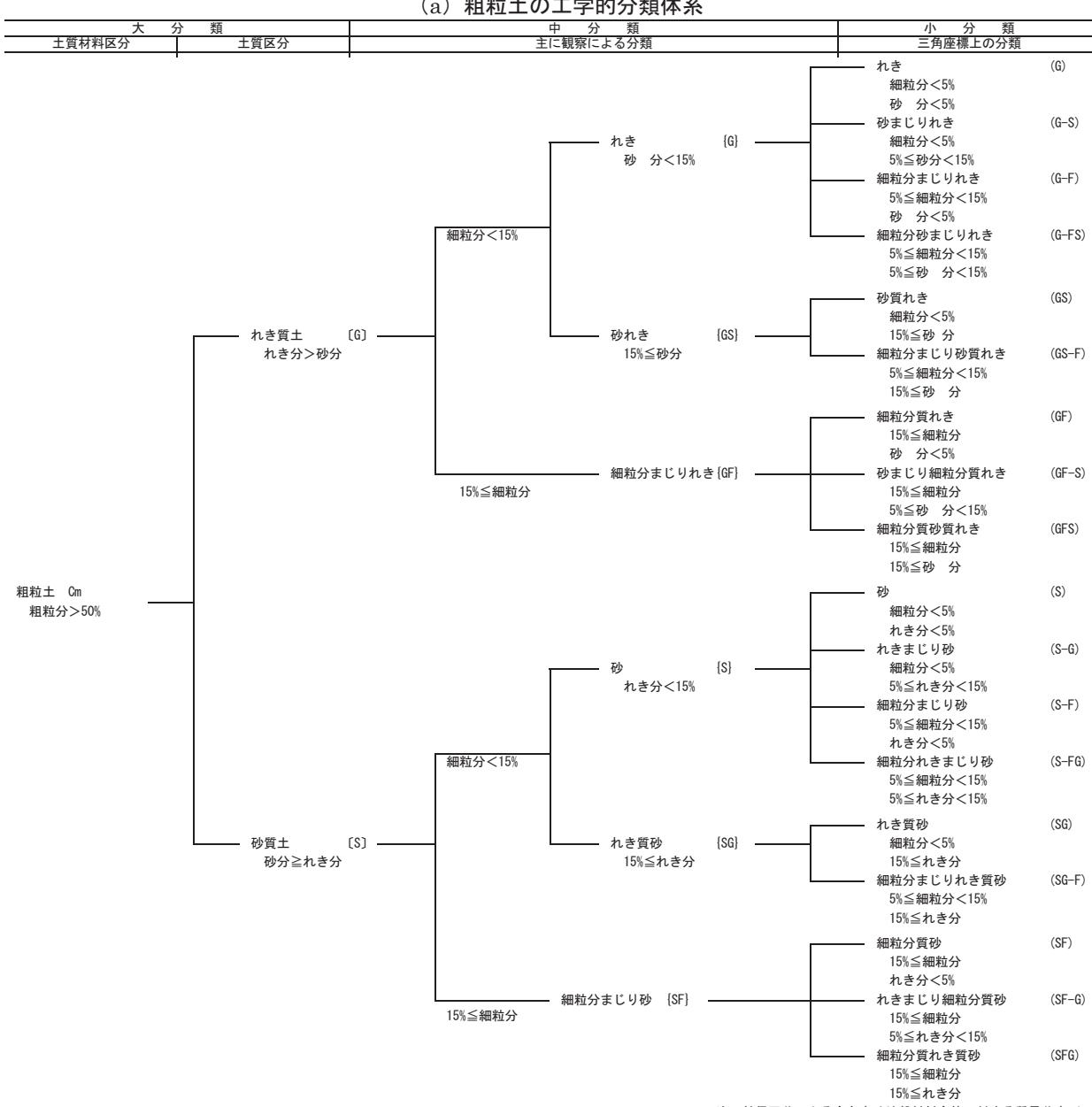
供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100 ± 0.4 mm 容量 $1,000 \pm 12$ cm ³
	ランマー	質量 2.5 ± 0.01 kg
	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30 ± 0.15 cm の高さから 25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24cm^2 、先端角度 30 度のもの
	貫入速度	1cm/sec
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 贫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (q c)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm^2 で除する。

注) ただし、ランマーによる突き固めが困難な場合は、泥土と判定する。

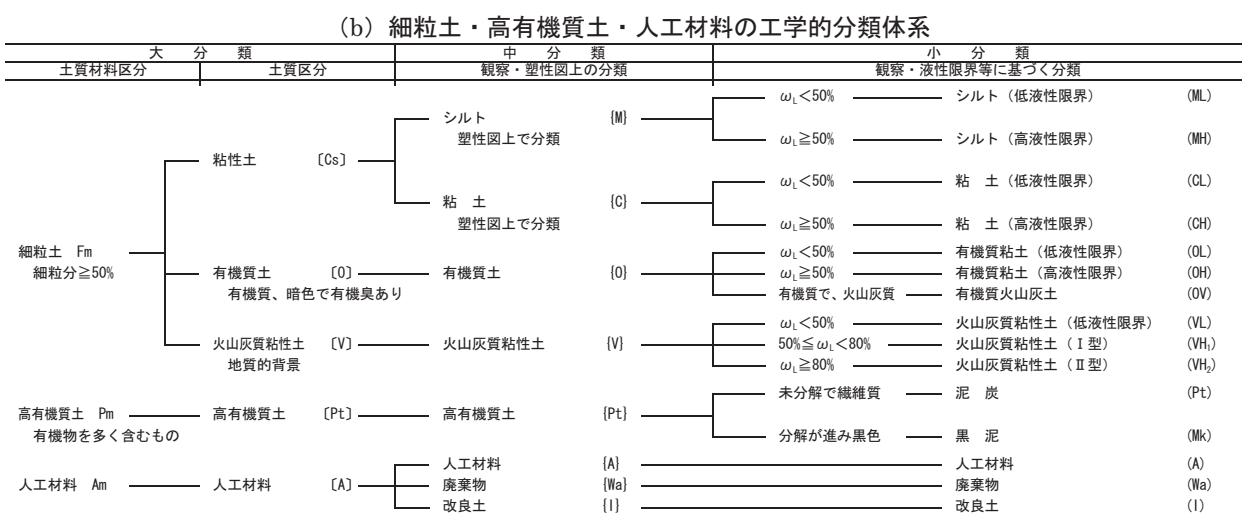
* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268) をもとに作成

[土質材料]地盤材料の工学的分類

参考



注：粒径区分による含有率は地盤材料全体に対する質量分率（%）



* 「地盤材料の工学的分類」(「地盤材料試験の方法と解説 第一回改訂版」p.74) をもとに作成





2024年度 首都圏事業受入地位置図

受入地名

- ① 江戸川山王ヤード
- ② 五霞町大福田
- ③ 江戸川流山ヤード
- ④ 市川港
- ⑤ さいたま市中央
- ⑥ (仮称)道の駅「くまがや」
- ⑦ 加須市旗井
- ⑧ 羽生市堤
- ⑨ 羽生市上川俣
- ⑩ 渡良瀬川右岸河川敷
- ⑪ 三郷市番匠免
- ⑫ さいたま市緑区寺山
- ⑬ 青梅地区(才)
- ⑭ 青梅地区(力)
- ⑮ 青梅地区(ヰ)
- ⑯ 青梅地区(ヶ)
- ⑰ 青梅地区(シ)
- ⑱ 青梅地区(ス)
- ⑲ 八王子地区(2)
- ⑳ 八王子地区(3)
- ㉑ 八王子地区(5)
- ㉒ 町田市相原町(ハンド・フィールド)
- ㉓ 城南島
- ㉔ 横浜港(大黒ふ頭中継所)
- ㉕ 横浜港(幸浦中継所)
- ㉖ 横浜鈴繁埠頭
- ㉗ 大磯町大磯港
- ㉘ 横須賀市久里浜港
- ㉙ 厚木市下荻野
- ㉚ 相模原市相模原
- ㉛ 秦野中井IC南
- ㉜ 愛川町半原
- ㉝ 御殿場市神山

2024年度 UCR建設発生土受入地一覧表

都・県	番号	継続／新規	受入地			事業担当機関	事業内容	最終受入地 中継基地 (注)	受入 時期 (月)	受入 土量 (万m ³)	受入単価 円/地山m ³ 消費税除く		
			名称 (UCR呼称)	所在地	緯度・経度								
茨城	1	継続	江戸川さんのみうさ山王ヤード	猿島郡五霞町山王地先	36.104094,139.774588	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	最終受入地	4~3	1.0	450		
	2	継続	ごかまちおおふくだ霞町大福田	猿島郡五霞町大福田地先	36.121592,139.759721	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	最終受入地	5~3	1.0	450		
千葉	3	継続	江戸川ながれやま流山ヤード	流山市深井新田地先	35.906275,139.881680	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	最終受入地	4~3	10.0	450		
	4	継続	市川港	市川市千鳥町14-4	35.674111,139.930439	(株)サンドテクノ	林地造成	中継基地	4~3	6.0	昼間 5,100 夜間 5,300		
埼玉	5	継続	さいたま中央地区	さいたま市見沼区膝子地内	35.924557,139.692832	埼玉県 春日部農林振興センター	農地造成	最終受入地	6~2	1.0	450		
	6	継続	(仮称)道の駅「くまがや」	熊谷市池上地内	36.150584,139.423808	熊谷市	公共施設	最終受入地	4~2	3.0	450		
	7	継続	かぞしはたい加須市旗井	加須市旗井地先	36.150799,139.695404	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	最終受入地	5~3	1.0	450		
	8	継続	はにゅうしつみ羽生市堤	羽生市大字堤地先	36.207674,139.585899				11~3	1.0	450		
	9	継続	はにゅうしつみかわまた羽生市上川俣	羽生市大字上川俣地先	36.190016,139.514054				11~3	1.0	450		
	10	継続	わたらせがわかせんじき渡良瀬川右岸河川敷	加須市伊賀袋地先	36.179759,139.690065				5~3	1.0	450		
	11	継続	三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112,139.872057	新里開発(株)	採石場復旧	中継基地	4~3	30.0	昼間 5,340 夜間 5,540		
	12	継続	さいたま市緑区寺山	さいたま市緑区寺山303	35.908569,139.709237	(株)祥和コーポレーション	採石場跡地	中継基地	4~3	31.0	4,860		
東京	13	継続	青梅地区(才)	青梅市成木5-1390	35.825473,139.244317	東京活用土協同組合	採石場復旧	最終受入地	4~3	1.5	3,410		
	14	継続	青梅地区(力)	青梅市成木6-1-1	35.831798,139.233876				4~3	1.0			
	15	継続	青梅地区(キ)	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834,139.227228				4~3	21.0			
	16	継続	青梅地区(ケ)	青梅市成木8-868	35.824648,139.223092				4~3	7.5			
	17	継続	青梅地区(シ)	青梅市駒木町2-1320	35.778592,139.248358				4~3	6.3			
	18	継続	青梅地区(ス)	昭島市坪島町4-11-1	35.701873,139.344162				採石場復旧	中継基地	4~3	1.5	6,880
	19	継続	八王子地区(2)	八王子市美山町388	35.696649,139.239291				4~3	25.0	3,410		
	20	新規	八王子地区(3)	八王子市美山町645	35.689318,139.244253		採石場復旧	最終受入地	4~3	4.2			
	21	継続	八王子地区(5)	八王子市小津町2-3	35.677432,139.250778				4~3	17.0			
	22	新規	町田市相原町(バグフィール)	町田市相原町字杉山1011	35.620867,139.339063	巴山興業(株)	屋外運動施設 築造工事	最終受入地	4~3	30.0	8,800		
	23	継続	じょうなんじま城南島	大田区城南島3-14	35.578299,139.777042	(株)大倉	採石場復旧	中継基地	4~3	15.0	5,540		
神奈川	24	継続	横浜港(だいこくよう大黒ふ頭中継所)	横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地	35.452280,139.694430	横浜市港湾局	海面埋立	最終受入地	4~3	10.0	200 (円/ぼくし m ³) 別に横浜市 受入料金が 必要		
	25	継続	横浜港(幸浦中継所)	横浜市金沢区幸浦一丁目7番地	35.372660,139.65617				4~3				
	26	継続	横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331,139.646840	中央産業(株)	砂利採取場 跡地整理等	中継基地 (最終受入地)	4~3	10.0	5,150		
	27	新規(再開)	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944,139.316643	湘南綜合企画(株)	砂利採取場 跡地整理等	中継基地	4~3	4.0	5,250		
	28	継続	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-17-2567-62	35.221646,139.719384	(株)マルモリ			4~3	10.0	3,810 (円/ぼくし m ³)		
	29	継続	厚木市下荻野	厚木市下荻野宮之浦1920	35.473708,139.324770	(株)大入物産	ゴルフ場造成	最終受入地	4~3	35.0	3,850		
	30	継続	相模原市相模原	相模原市緑区葉山島1007	35.560320,139.303772	(株)大入物産	ゴルフ場災害 対策	最終受入地	4~12	5.0	4,200		
	31	継続	秦野中井IC南	中井町井ノ口2937番	35.352051,139.237831	秦野中井IC南区画整理組合-諏訪土地改良区	区画整理 農地造成	最終受入地	4~3	25.0	3,300		
	32	継続	愛川町半原	愛川町半原4756番地2	35.543381,139.264753	愛川町	公共施設	最終受入地	4~3	6.0	3,800		
静岡	33	継続	じでんばしきこうやま御殿場市神山	静岡県御殿場市神山1916	35.237210,138.939990	(株)日勤	ゴルフ場災害 対策	最終受入地	4~6	5.0	3,800		

(注)登録ストックヤード

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともにUCR担当者に事前相談をするようお願いします。

番号	土質条件					試験項目			その他項目				特記事項			
	受入可能土質					最大粒径 (mm)	地質分析		ダイオキシン	土質試験	発生元証明書	試料採取調査	土質立会実施	夜間搬入可	受入地毎の注意事項	注意事項等の内容
	1種	2種	3種	4種	改良土		溶出	含有								
1	○	○	○	×	×	100	28項目	9項目	○	○	×	×	○	×	・粒径37.5mm以上の混入率が40%以内、細粒分(0.075mm以下)が15%以上50%程度以下(注1)	
2	○	○	砂質土 粘性土	×	石灰セメント	100	28項目	11項目	○	○	×	×	○	×	・細粒分(0.075mm以下)が15%以上50%程度未満(50%を超える場合は要相談)(注1)	
3	×	砂質土 粘性土	砂質土 粘性土	×	石灰	100	28項目	9項目	○	○	×	×	○	×	・粒径37.5mm以上の混入率が40%以内、細粒分(0.075mm以下)が15%以上50%程度以下(注1)	
4	○	○	○	×	×	100	28項目+水素イオン	2項目	×	×	○	○	×	○	・休日、夜間の受入については要相談。(注2・3・4・5)	
5	×	×	○	×	×	50	28項目	11項目	○	○	×	×	○	×	・(注4)	
6	○	○	○	×	×	100	28項目	9項目	○	○	×	×	△	×	・土量等の条件により土質立会を実施(注4)	
7	○	○	砂質土 粘性土	×	石灰セメント	100	28項目	11項目	○	○	×	×	○	×	・細粒分(0.075mm以下)が15%以上50%程度未満(50%を超える場合は要相談)(注1)	
8																(土質分析) 溶出28項目・平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める項目 溶出27項目・上記から1,4-ジオキサンを除いた項目 含有9項目・平成15年3月6日環境省告示19号に定める項目 含有2項目・平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める農用地(田に限る。)の項目(砒素、銅) 含有11項目・上記9項目+2項目 (土質立会実施) ○:全件について実施 △:土量等の条件により実施
9																
10																
11	○	○	○	×	×	100	28項目	2項目	×	×	○	○	×	○	・(注2・3・4・5・6)	
12	○	○	○	×	石灰	100	28項目	11項目	×	×	○	○	△	×	・外環優先(注2・4)	
13	○	○	○	×	石灰	300	27項目	9項目	△	×	×	×	×	・改良土の受入は要相談として原則として現場立会を実施 ・河川、湖沼等の水底土砂はダイオキシン試験を実施 ・八王子地区(2)、(3)、(5)への搬入車両は、八王子碎石協会に登録されているものに限り受入地毎に1日当たりの台数制限あり ・青梅地区(ス)は夜間のみ受入 ・八王子地区(2)への4種の受入に際しては、条件や受入単価等の事前確認が必要。		
14																
15																
16																
17																
18	○	○	○	×	石灰	300	27項目	9項目	△	×	×	×	×	×	○	(注1) 同一土質区分の最低受入れ量は5,000m ³ 以上を標準とする。(5,000m ³ 未満は要相談)。ただし、江戸川は1万m ³ 以上とする。1日当たりの搬入台数は70台以上とする。(70台未満の場合は要相談)。石灰系改良土が受入可能な場合、添加量は30kg/m ³ 以下とするが、場合により受け入れられないことがあるので事前に相談を要する。 放射性物質汚染対応特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている自治体から搬出する場合は、空間放射線量の測定を行うこと。
19	○	○	○	要相談	石灰	300	27項目	9項目	△	×	×	×	×	×	(注2) 地質分析試験の有効期限は試料採取日から6ヶ月間とする。	
20																
21																
22	○	○	○	要相談	石灰セメント	300	27項目	9項目	△	×	×	×	×	×	×	(注3) 地質分析試験項目の各基準値の8割までを受入可とする。ただし、最終受入地によるため事前に確認すること。
23	○	○	○	×	×	100	28項目+水素イオン	2項目	×	○	○	○	×	×	・休日の受入については要相談。(注2・3・4・5) ・土質試験の要否は最終受入地による。	
24	○	○	○	○	△	100	35項目	2項目	○	×	×	×	×	△	(注4) 試料採取位置等について、事前に相談が必要。 発生土砂の対象区域が確認できる図面(平面図、断面図、ボーリング柱状図、地質想定図等に着色等)他の資料が必要。ただし、必要ななる図面及び資料は事前に確認、相談すること。	
25																
26	○	○	○	×	×	100	28項目+水素イオン	2項目	×	×	○	○	×	×	・受入土量は500m ³ 以上を標準とする。 ・詳細については横浜市港湾局及び横浜港埠頭株式会社の定める該当年度の「建設発生土受人手帳」による。 ・公共系建設発生土に限る。	
27	○	○	○	×	×	100	28項目+水素イオン	2項目	×	×	○	○	×	×	・(注2・3・4・5・8)	
28	○	○	○	×	×	100	28項目	2項目	×	×	○	○	×	×	・試料採取は専門の機関(計量証明事業者)に依頼すること。(注2・4・5)	
29	○	○	○	×	要相談	要相談	28項目	2項目	×	×	○	○	△	×	・受入れの可否は案件ごとに判断する。	
30	○	○	○	×	要相談	要相談	28項目	2項目	×	×	○	○	△	×	・受入れの可否は案件ごとに判断する。 ・1日当たりの台数制限あり。(注6)	
31	○	○	○	×	要相談	100	28項目+水素イオン	11項目	×	×	○	○	△	×	・(注2・4・7) ・1日当たりの台数制限あり。	
32	○	○	○	×	石灰	300	27項目	9項目	×	×	○	○	△	×	・受入土量は500m ³ 以上を標準とする。 ・1日当たり台数制限あり。	
33	○	○	○	×	石灰セメント	300	28項目	11項目	○	×	○	○	○	×	・改良土の受入は要相談	

第Ⅰ章 発注機関の皆様へ

1 UCR受入地を利用できる発注機関

- (1) 国及び地方自治体等（都県、区市町村及び関連する公社等）
- (2) 特殊法人、独立行政法人、国立大学法人
- (3) 公益企業（鉄道、電気、通信、ガス、学校教育法による学校等）
- (4) 土地区画整理組合、市街地再開発組合等
- (5) その他、事業内容に公共、公益性が認められる工事を実施する機関
- (6) 民間企業（発注元又は元請施工業者が当社の出資会社の場合等（1件あたり1千m³以上に限る））

2 UCR受入地利用の申込方法

(1) 「UCR利用調整会議」での申込み

公共工事の場合には、UCR受入地の利用を調整するために「UCR利用調整会議」がおかれています。

「UCR利用調整会議」は原則として毎年11月に1回目を開催、UCR受入地リストを各構成機関に提示しています。そのリストに基づき利用希望を募り、調整のうえ搬入工事ごとにUCR受入地を決定、3月に開催する2回目の調整会議でお知らせしています。

「UCR利用調整会議」の構成機関は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）及び（株）建設資源広域利用センター（UCR）です。

事務局は、（株）建設資源広域利用センター（UCR）におかれています。

(2) 「UCR利用調整会議」対象以外での申込み（随時）

『「UCR利用調整会議」での調整がなされなかった公共工事』及び『民間工事』につきましては、事前に当社ホームページや当社へのお問い合わせによりUCR受入地の最新情報をご確認くださいますようお願いします。

また、発注時点でUCRに直接ご相談いただければ、UCR受入地の最新情報を確認のうえ、建設発生土の受け入れが可能か調整させていただきます。

3 UCR受入地の利用条件

UCR利用の全体フローを参照のうえ、利用手続きを進めてください。工事請負者には、契約後速やかにUCRに連絡し、事前に搬入土量や時期、試験方法等について調整するよう指示をお願いします。

受入地、土質、搬入方法については、「UCR建設発生土受入地一覧表（p.8～9）」をご覧ください。

受入料金は、受入地によって異なります。

4 発注工事の請負契約上の措置のお願い

- (1) 請負工事契約の**特記仕様書**などに、「搬入するUCR受入地」の場所、「土量」、「受入単価」、「試験に関する事項」などの**条件を明記**してください。
- (2) 工事の積算額の中に、「**UCR受入地までの運搬経費**」、「**UCR受入料金**」、「**試験費用**」(未実施の場合)を計上してください。
- (3) UCR受入地は工事間利用を基本としていますので、土砂搬入申込み後、受入先との協議等に所定の日数を必要とします。**土質試験・受入地協議・条例上の手続・発券手続期間を考慮した余裕のある発注**を心掛けてください。(p.18 参照)
- (4) 盛土規制法の施行や資源有効利用促進法の省令改正など建設発生土の搬出先の明確化等の取組が強く求められています。
- 工事発注にあたり、搬出先を指定する等の指定利用等の実施や運搬・処分費等適切な積算を行うことなどの徹底をお願いします。
- 詳しくは、巻末の国土交通省チラシ(公共工事等発注者のみなさまへ)をご覧ください。

5 工事請負者への証明書類の交付

公共工事の発注機関の皆様には、工事の請負者が、UCR利用申込みに際して必要となる下記の事項の確認及び証明をお願いいたします。

(1) 土砂搬入申込書の事実確認及び証明 (監督員の記名、押印)

年 月 日																																																	
土砂搬入申込書																																																	
〔新規／第 回変更(土量増、工期延伸 承諾番号_____)]																																																	
株建設資源広域利用センター 御中																																																	
工事請負者 住 所 法人名 代表者職氏名 印																																																	
次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。 なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。																																																	
<table border="1"><tr><td>搬入先(受入地名)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>契約工期</td><td>当初・変更前 年 月 日</td><td>～</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>変更後</td><td>～</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>搬入申込土量 (地山)</td><td>当初・変更前 m³</td><td>変更後 m³</td><td>差引増 m³</td></tr><tr><td>土質</td><td>第種建設発生土()</td><td>平均単位体積重量(地山)</td><td>t/m³</td></tr><tr><td>汚染要因となる 環境項目への該当</td><td colspan="3"><input type="checkbox"/>工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/>法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/>上記項目には該当しない地域</td></tr><tr><td>工事請負者担当者(氏名) 搬入承諾書送付先(FAX) (郵便番号)</td><td>(電話)</td><td>(携帯)</td><td>(FAX)</td></tr><tr><td colspan="4">上記のとおり相違ないことを申し添えます。</td></tr><tr><td colspan="2">発注機関(所属) 監督員(氏名) (電話)</td><td>印</td><td>(FAX)</td></tr></table>		搬入先(受入地名)				発注機関				工事名				工事場所				契約工期	当初・変更前 年 月 日	～	年 月 日	変更後	～	年 月 日		搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 m ³	変更後 m ³	差引増 m ³	土質	第種建設発生土()	平均単位体積重量(地山)	t/m ³	汚染要因となる 環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域			工事請負者担当者(氏名) 搬入承諾書送付先(FAX) (郵便番号)	(電話)	(携帯)	(FAX)	上記のとおり相違ないことを申し添えます。				発注機関(所属) 監督員(氏名) (電話)		印	(FAX)
搬入先(受入地名)																																																	
発注機関																																																	
工事名																																																	
工事場所																																																	
契約工期	当初・変更前 年 月 日	～	年 月 日																																														
変更後	～	年 月 日																																															
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 m ³	変更後 m ³	差引増 m ³																																														
土質	第種建設発生土()	平均単位体積重量(地山)	t/m ³																																														
汚染要因となる 環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域																																																
工事請負者担当者(氏名) 搬入承諾書送付先(FAX) (郵便番号)	(電話)	(携帯)	(FAX)																																														
上記のとおり相違ないことを申し添えます。																																																	
発注機関(所属) 監督員(氏名) (電話)		印	(FAX)																																														
注意 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入下さい。 2) 平均単位体積重量(地山)は1.8t/m ³ とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関(国、地方公共団体、それらの関係機関)の場合は必ず記入・押印してください。																																																	
※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。																																																	

監督員



(2) 土砂搬入完了精算書の事実確認及び証明 (監督員の記名、押印)

年　月　日																																																					
土砂搬入完了精算書																																																					
[承諾番号_____]																																																					
株建設資源広域利用センター 御中																																																					
工事請負者 住 所 _____ 法人名 _____ 代表者職氏名 _____ 印 _____																																																					
次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">搬入先（受入地名）</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>搬入申込土量</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">m³</td> </tr> <tr> <td>搬入完了土量 (券換算)</td> <td>券種</td> <td>使用枚数</td> <td>積載土量</td> <td>搬入土量</td> <td>搬入土量の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> </table>						搬入先（受入地名）						発注機関						工事名						搬入申込土量	m ³					搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計		t車券	枚	m ³	m ³	m ³		t車券	枚	m ³	m ³	m ³		t車券	枚	m ³	m ³	m ³
搬入先（受入地名）																																																					
発注機関																																																					
工事名																																																					
搬入申込土量	m ³																																																				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">未使用返却券枚数 及び返却券土量</td> <td>券種</td> <td>返却券枚数</td> <td>積載土量</td> <td>返却券土量</td> <td>返却券土量の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m³</td> <td>m³</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>受入単価</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">(地山1m³当たり) 円</td> </tr> <tr> <td>還付金額</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">(税込) 円</td> </tr> <tr> <td>還付先</td> <td>金融機関・支店名 銀行 支店</td> <td>口座名義人 (フリガナ) ()</td> <td>科目 当座 普通</td> <td colspan="2">口座番号</td> </tr> <tr> <td>備考欄</td> <td colspan="5">工事請負者担当者 (氏名) (電話) (携帯) (FAX)</td> </tr> </table>						未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計		t車券	枚	m ³	m ³	m ³		t車券	枚	m ³	m ³	m ³		t車券	枚	m ³	m ³	m ³	受入単価	(地山1m ³ 当たり) 円					還付金額	(税込) 円					還付先	金融機関・支店名 銀行 支店	口座名義人 (フリガナ) ()	科目 当座 普通	口座番号		備考欄	工事請負者担当者 (氏名) (電話) (携帯) (FAX)				
未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³																																																
受入単価	(地山1m ³ 当たり) 円																																																				
還付金額	(税込) 円																																																				
還付先	金融機関・支店名 銀行 支店	口座名義人 (フリガナ) ()	科目 当座 普通	口座番号																																																	
備考欄	工事請負者担当者 (氏名) (電話) (携帯) (FAX)																																																				
上記のとおり相違ないことを申し添えます。																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">発注機関 (所属) 監督員 (氏名) (電話)</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">印 _____ (FAX)</td> </tr> </table>						発注機関 (所属) 監督員 (氏名) (電話)	印 _____ (FAX)																																														
発注機関 (所属) 監督員 (氏名) (電話)	印 _____ (FAX)																																																				
注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。																																																					

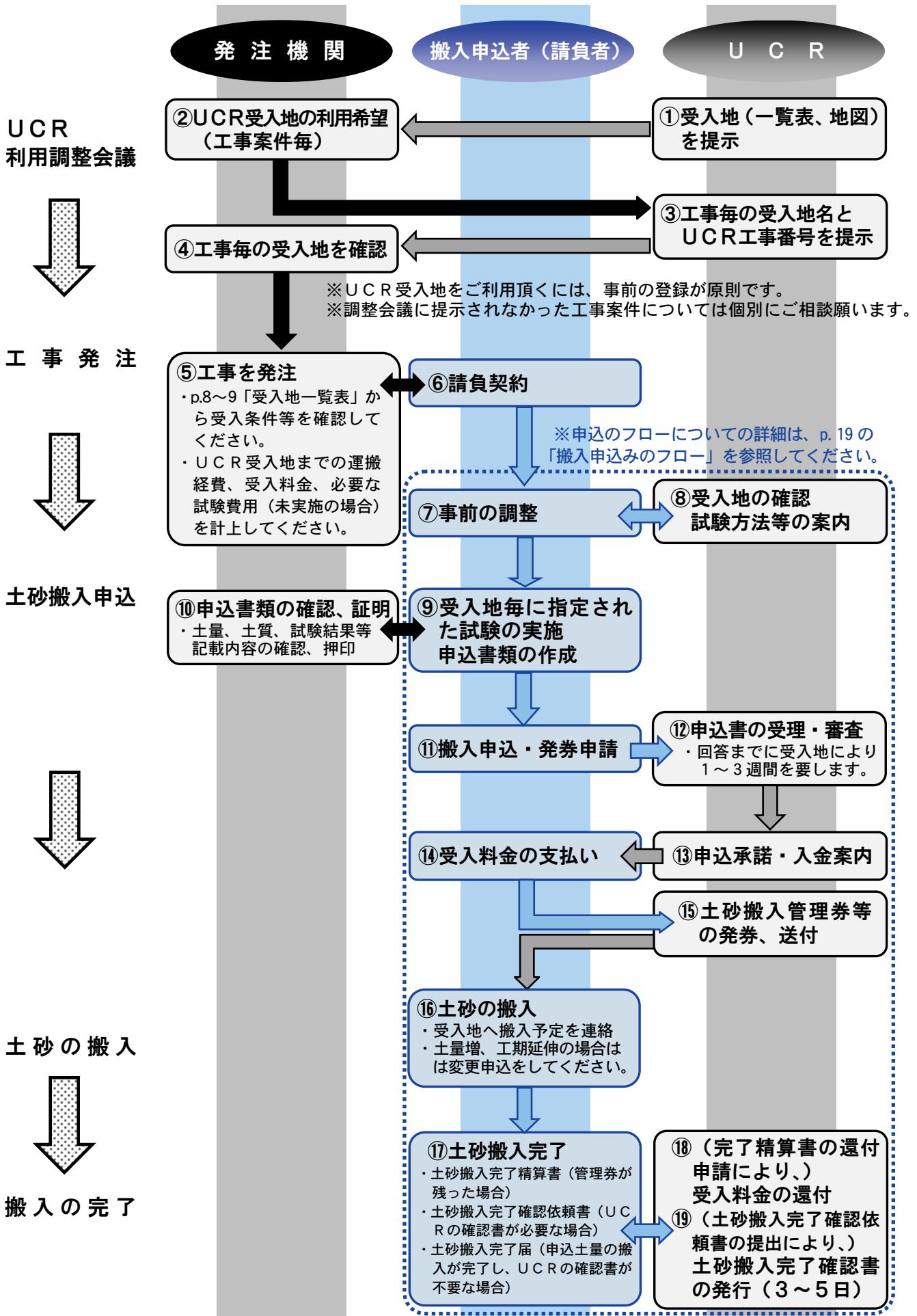
監督員

6 土質不適合、設計変更時等の措置

UCR受入地では、それぞれの受入地ごとに「受入事業者と協議して定めた受入基準」があります。その基準に適合した「申込書に記載の建設発生土」に限り搬入できます。

- UCRが搬入を承諾し、UCR受入地に建設発生土の搬入を開始した後であっても、受入基準に適合しないことが判明した場合には、今後の搬入をお断りし、搬入済みの土砂についても回収していただきます。
- 設計変更や受入基準に適合しないなどの理由により、搬入土量が変更となる場合は、搬入申込の変更又は搬入完了精算の手続が必要となります。(p.33、37 参照)

7 UCR利用の全体フロー



工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）

1. 受入工事は残土処分地ではありません。
2. 受入側は建設発生土(材料)が無ければ工事ができません。

1. 受入工事（現場）は残土処分地ではありません。

- ◇ 常時受け入れられるわけではありません。
- ◇ 必要量しか受け入れません。
- ◇ 土質条件を満足する土しか受け入れません。

2. 受入側は建設発生土（材料）が無ければ工事ができません。

- ◇ 受入側にとって建設発生土は材料です。
- ◇ 必要とする時期に必要量を受け入れます。
- ◇ 使用目的により定められた土質条件があります。

上記の事柄を念頭
に事前登録を行つ
てください。

河川の築堤材、区画整理
の盛土材や採石、骨材採
取跡地等の復旧用材等
として使用。

①次の条件を考慮して実施レベルの施工計画を策定してください。

- a) スケジュール（地元調整・警察協議等も考慮してください。）
- b) 土量（総量・日量）
- c) 土質（複数の土質があれば考慮してください。）

調査票をもとに割り振り
を行います。
十分調整のうえ作成して
ください。

②実情にあった発注計画を行ってください。

- a) 予算
- b) 地元調整
- c) 現場状況

事前調整されながら発注
されない工事が多数あり
ます。無理の無い発注計
画を…

③計画変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

発注の中止・遅延が生じた場合は、受入地リストの中から再検討してください。

搬入の中止や土量の減少、
搬入時期の遅れなどは受
入側に多大な損害を与え
ます。

第Ⅱ章 請負者の皆様へ

(UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ)

1 搬入申込みの手続と手順

(1) 申込みに先立って

- ①設計図書でUCR受入地名を確認し、必ず事前にUCR担当者までご連絡ください。試験項目などの確認をさせていただきます。
(連絡先；首都圏課（代表）TEL 03-6205-8347)
事前の連絡・確認がない場合には、搬入をお断りすることもあります。
- ②「UCR建設発生土受入地一覧表（p.8～9）」やホームページからも、必要な試験項目、提出書類を確認できます。
- ③ホームページからは、必要な様式がダウンロードできます。
- ④下書きした書類をUCR担当者にファックスやメールにて送付してください。記載内容を確認いたします。
- ⑤確認後、会社代表者印を押印のうえ、**発注機関の監督員の確認・押印**を受けてください。
※下書き確認を受けずに会社代表印や発注機関監督員の押印を受けると、書類に修正が生じた場合は、これらの印を再度押印していただくことになります。
※確認のため、施工体系図の提出を求める場合があります。

(2) UCRへの申込み及び発券申請（利用申込者）

搬入申込者（請負者）は、発注機関の担当者に記入内容の確認を受けた「土砂搬入申込書」（様式1）及び「発券申請書」（様式4）に、必要な書類を添えて、**UCRへ原本を1部郵送**してください。

郵送先 〒105-0001
東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル11階
(株)建設資源広域利用センター 受入地担当 宛

(3) 土砂搬入承諾書の送付及び入金案内（UCR）

UCRは、「土砂搬入申込書」「発券申請書」他を確認した後、**「土砂搬入承諾書」及び入金案内**を搬入申込者あてに**ファックスにより送付**します。

(4) 受入料金の支払い（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、「発券申請書」に記載された受入料金を、支払予定日を目安に入金案内記載のUCR指定金融機関口座に払い込んでください。
- ・銀行振込手数料は、**利用申込者がご負担**くださるようお願いします。
- ・銀行振込を行う際には、**振込依頼書**に「土砂搬入承諾書」又は入金案内に記載の「承諾番号」を必ず記入してください。

※ **承諾番号の未記入や誤記載**がありますと、入金の確認ができず、「土砂搬入管理券」の発行ができない場合があります。

(5) 入金の確認（UCR）

入金については、UCRから金融機関へ問合せすることにより確認しますが、**通常、入金の翌営業日**となります。

(6) 土砂搬入管理券等の発行及び送付（UCR）

- ・UCRは、入金確認後、**土砂搬入承諾書（当社代表印あり）、発券明細書、土砂搬入管理券、受入地通行証及びその他搬入に必要な書類等**を発行し、搬入申込者に宅配便により送付します。（当社での直接受取も可能です。）
- ・配送料金は、**利用申込者がご負担**くださるようお願いします。
- ・土砂搬入管理券を分割購入する場合は、「分割発券申請予定表」を提出のうえ、その都度「発券申請書」を提出してください。

(7) 受入地への土砂の搬入（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、UCR受入地管理事業者（連絡先は、**土砂搬入承諾書の下段に記載しています。**）と搬入工程の調整をしてください。受入地によっては、「週間搬入予定表」の提出が必要な場合があります。
- ・土砂は、UCR受入地に設けられた受付ゲートで、ダンプ1台ごとに**「土砂搬入管理券（A・B券）**を提出したうえで、搬入してください。
- ・「土砂搬入管理券」は、切取線によりA券とB券に分かれており、使用する前に既に切り離された券は、使用することができません。（異なる様式の土砂搬入管理券を使用する受入地もあります。）
- ・券には、事前に**バーコード**が印刷してあります。バーコードは、機械処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ・管理券及び通行証は、**工事の請負契約工期内であれば利用できます。**
(工期延伸が生じた場合は延伸前工期の2週間前までに土砂搬入申込書により工期延伸の手続きを行ってください。)

(8) 土砂搬入完了書類の提出（搬入申込者）

搬入申込者は、土砂搬入完了後、2週間以内に「土砂搬入完了精算書」（申込土量より搬入土量が下回った場合、様式9）又は「土砂搬入完了届」（様式10）を必ずUCRに提出してください。

「土砂搬入完了確認依頼書」（様式11）を提出する場合は「土砂搬入完了届」の提出は不要です。

また、お貸しした「受入地通行証」は全て返却してください。

(9) 土砂搬入完了確認書の発行（UCR）

UCRは、「土砂搬入完了確認依頼書」が提出された場合、搬入が完了したことを証する「土砂搬入完了確認書」(p.59 参照)を発行します。

(10) 注意事項

- ・審査等に必要な標準的な処理日数（申込に必要な書類がUCRに届いてから承諾の可否判定を搬入申込者に伝えるまでの標準的な期間）は次頁の表のとおりです。UCR内審査の他に、最終処分地のある県条例による手続きなどUCR外審査が必要となる受入地は、土砂の搬入開始予定日を踏まえ、余裕をもった申込み（変更申込みを含みます。）をお願いします。
- ・横浜鈴繁埠頭、横須賀市久里浜港、大磯町大磯港、秦野中井IC南、愛川町半原を利用される、神奈川県及び同県内市町村発注工事（政令市を除く）に関する搬入申込は、神奈川県都市整備技術センターが窓口になります。（<https://www.toshiseibi.or.jp>）
※搬入申込みの際は、最終受入地のある自治体が所管する土砂条例等に基づく届け出書類について、各地区における建設発生土連絡協議会に内容の確認を受けて下さい。

(11) 法令改正に伴う対応

建設発生土の搬出先の明確化等の取組として、資源有効利用促進法の省令改正により搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務付けられました。

これにより、一定規模以上の工事を施工する場合の再生資源利用促進計画等の作成及び工事現場での掲示、また建設発生土の搬出後の受領書の確認及びその写しの保存などが必要となります。

詳しくは、巻末の国土交通省チラシ（元請業者のみなさまへ）をご覧いただき、適切な対応をお願いします。

標準的な事務処理日数表

UCR内審査	UCR外審査		
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き	市川港（中継基地）、大磯港（中継基地） 横浜鈴繁埠頭（中継基地）、城南島（中継基地） 参考①
		相模原市土砂条例手続き 大型車両通行許可手続き	相模原市相模原 参考②
	1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免（中継基地） 参考③
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港（中継基地） 参考④

参考①：最終受入地が千葉県内のため、千葉県や関連市の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

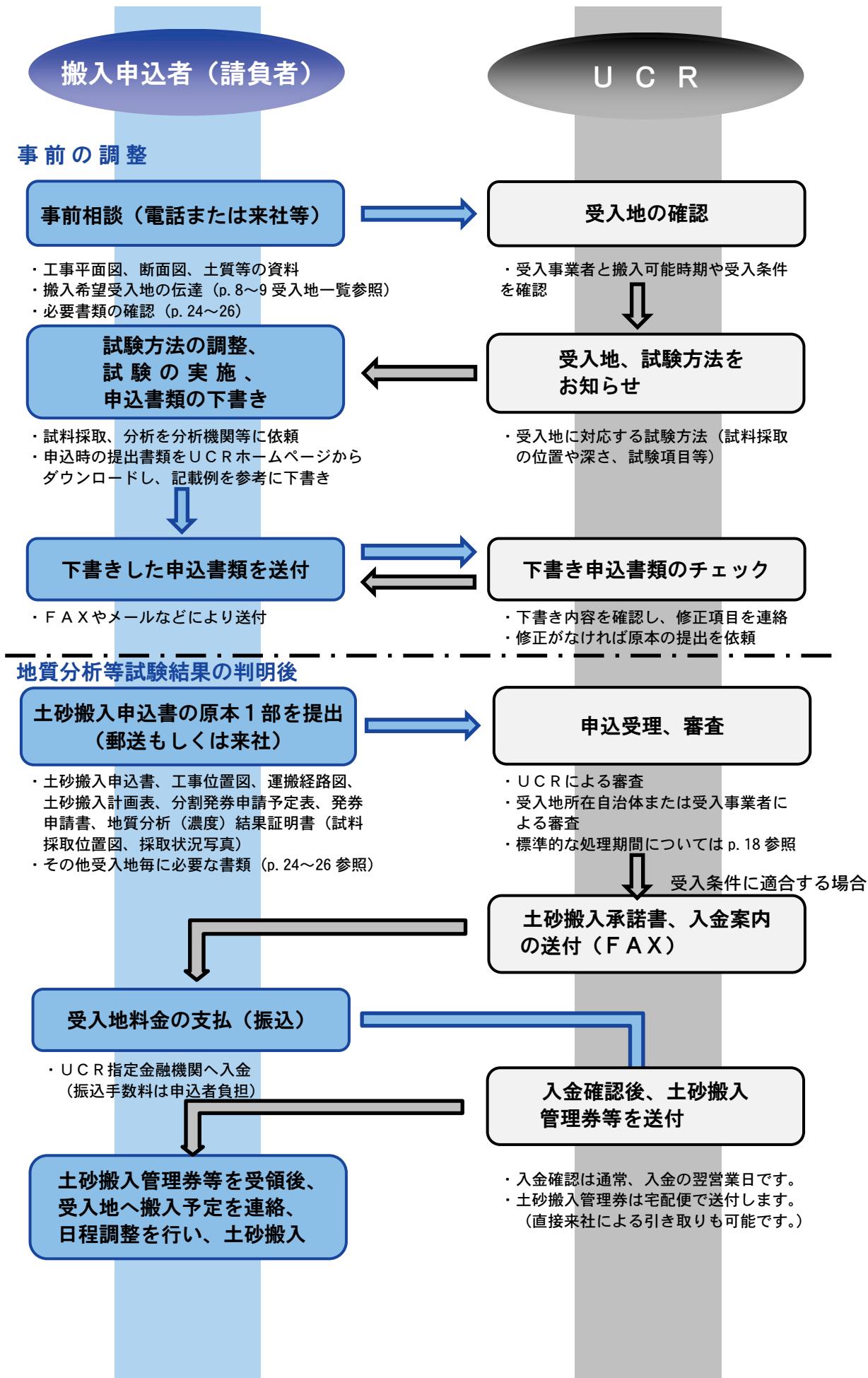
参考②：受入地までの運搬ルートにおいて一部大型車両通行禁止区間があるので、警察署において大型車両通行許可手続きが必要となります。

参考③：最終受入地が栃木県内のため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考④：最終受入地が和歌山県内・愛媛県内のため、和歌山県・愛媛県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

※ これらの標準的な事務処理日数は、案件や協議時期によってより多くの日数を要することがあります。

2 搬入申込みのフロー



3 UCRへの提出書類

p.24～26「UCR受入地別提出書類一覧表」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

全受入地共通で必要な書式

① 土砂搬入申込書（様式1）

- 利用申込者が記入した後、発注機関の監督員の確認、押印を受けてください。
- 土砂の平均単位体積重量は **1.8t/m³** とします。

これより大きな値を用いる場合は申込前に事前相談をしてください。

その場合の平均単位体積重量については、発注者、受入地、UCRなどの立会確認等により決定いたします。

- 土量の増や工期延伸による変更の場合もこの書式を提出してください。

(添付図書)

Ⓐ 工事位置図（S=1/2,500程度）

搬出工事場所が分かる位置図を添付してください。

Ⓑ 運搬経路図（S=1/25,000程度）

搬出工事場所からUCR受入地までの経路図を作成してください。

② 土砂搬入計画表（様式2）

各月ごとの搬入予定を記入してください。

③ 分割発券申請予定表（様式3）

土砂搬入管理券の発券を分割で申請する場合にのみ提出してください。

④ 発券申請書（様式4）

- 土砂搬入管理券は、ダンプ1台当たりの積載重量により10t、4t、3t、2tの4種類の券種があります。

上記以外の積載重量の車両については券種を組み合わせて発券します。

12t車の場合、10t車券と2t車券

8t車の場合、4t車券2枚（城南島では8t車券を発行）

7t車の場合、4t車券と3t車券

- 利用申込者は、「土砂搬入管理券」の必要枚数を、券種別に「発券申請書」に記載し、申請してください。

※ 受入地によっては、受入れができない積載重量の車両がありますので、事前にUCR担当者に確認してください。

- ・管理券 1 枚 (=ダンプ 1 台) 当たりの積載土量は次のとおりとします。
 10t 車…5.27 m³、4t 車…2.22 m³、3t 車…1.66 m³、2t 車…1.11 m³
 (久里浜港については、ほぐし土量で 10t 車…6.32 m³、4t 車…2.66 m³、3t 車…1.99 m³、2t 車…1.33 m³)
 「平均単位体積重量」が **1.8 t/m³** より大きくなる場合は、次式により求めた値とします。なお、この場合は根拠資料を用意の上、UCR 担当者に事前相談してください。

積載土量 (m³) = 車種別積載重量 (t) ÷ 土の単位体積重量 (t/m³)
 小数第三位以下は切り捨てます。

⑤ 地質分析（濃度）結果証明書（様式 5-1）（様式 5-2）（様式 5-3）（様式 5-4） ※受入地により様式が異なります。

- ※「横須賀市久里浜港」受入地は土壤検査結果証明書と表示（別途、担当者に事前相談を）。
- ・地質分析（濃度）試験を実施し、**地質分析（濃度）結果証明書**（計量証明事業者の登録番号に濃度と記入）を提出してください。（**溶出試験 28 項目（一部受入地は 27）は必須。**）（詳細は、「特定有害物質等試験項目一覧表」p.40～44 参照）
- ・水素イオン濃度の測定を義務づけている受入地もありますので、UCR 担当者に確認してください。
- ・**試験を実施する前に掘削する部分の工事平面図や標準断面図をご用意の上、UCR 担当者までご相談ください。**
- ・地質分析（濃度）試験の試料採取にあたってはなるべく試験を実施する専門の機関に依頼してください。（「横須賀市久里浜港」受入地の試料採取については専門機関による実施が義務づけられています。）
- ・試験の実施は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・三郷市番匠免、相模原市相模原は、計量証明事業者が発行する「計量証明書」の添付が必要です。
- ・地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、受入地毎に 6 ヶ月～2 年以内と定められていますので、UCR 担当者に確認し、有効期間内に提出してください。

なお、最終処分地が千葉県、栃木県等の受入地の地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、検査試料採取日から原則 6 ヶ月以内となっています。

（UCR 建設発生土受入地一覧表の「受入地ごとの注意事項」p.8～9 参照）

（添付図書）

Ⓐ 試料採取位置図

試料採取位置を記入した平面図や断面図を添付してください。

⑧ 試料採取状況写真

試料採取状況写真（カラーで鮮明なもの。カラーコピー可）を添付してください。地質分析（濃度）試験の試料採取方法及び写真撮影は p.45～51 を参照してください。（実施にあたっては必ず、ＵＣＲ担当者に事前相談してください。）

⑥ 土砂搬入完了届（様式 10）

搬入申込土量全量の搬出が完了した場合に提出してください。「土砂搬入完了確認依頼書」を提出する場合は不要です。

⑦ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

発注機関の設計変更や土質等の受入条件が合わない等のため、申込土量より搬入土量が減となった場合に提出してください。

未使用の土砂搬入管理券がある場合は、受入料金の還付ができます。

土砂搬入完了精算書を受理してから 30 日以内に利用申込者が指定する銀行口座へ精算金額を振り込みます。

※ 受入料金の還付を受ける場合、公共機関（p.10 発注機関の(1)～(3)）の発注工事にあっては発注機関の確認が必要です。

※ 未使用の土砂搬入管理券も返却してください。

⑧ 土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

「土砂搬入完了確認書」の発行を希望する場合に提出してください。

⑨ 仮置場使用確認書（様式 13）

やむを得ず掘削後に直接受入地に搬入せず、工事現場外に仮置場を使用する場合は提出してください。

受入地によっては必要となる書式

⑩ ダイオキシン類試験結果証明書

- ・試験を実施する場合は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。
- ・提出書類は、「特定濃度計量証明書」又は、「試験成績書と特定計量証明事業者認定証の写し」です。

⑪ 土質試験結果

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の締固め試験、締固めた土のコーン指数試験等の土質試験が必要な受入地があります。（「ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表」p.8～9及び p.39参照）

⑫ 運搬車両一覧表（様式 12）

搬入車両の確認、交通規制の実施等のために「運搬車両一覧表」を提出していただく受入地があります。

受入地に建設発生土を搬入するダンプを全て記載してください。

（様式 12）青梅地区、八王子地区、御殿場市神山、秦野中井ＩＣ南

**⑬ 土砂等発生元証明書（様式 6-1）（様式 6-2）（様式 6-3）（様式 6-4）（様式 6-5）
（様式 6-6）**

**⑭ 検査試料採取調書（様式 7-1）（様式 7-2）（様式 7-3）（様式 7-4）（様式 7-5）
（様式 6-1）（様式 7-1）を提出：市川港、横浜鈴繁埠頭、城南島、**

御殿場市神山、厚木市下荻野、大磯港

（様式 6-2）（様式 7-2）を提出：三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山

（様式 6-3）（様式 7-3）を提出：横須賀市久里浜港

（様式 6-4）（様式 7-4）を提出：相模原市相模原

（様式 6-5）（様式 7-5）を提出：秦野中井ＩＣ南

（様式 6-6）（様式 7-5）を提出：愛川町半原

⑮ 工期・土量変更証明書（様式 8）

⑬の書類を提出していて、工期や発生土量に変更が生じる場合は、変更後の⑬に添付して提出してください。（記載内容についてはご相談願います。）

4 留意事項

悪天候、突発的事故、受入地の搬入状況等により受入ができない場合には、受入を停止又は制限せざるを得ない場合がありますので、UCR受入地の受入担当者との連絡調整を十分にお願いします。

5 受入地別提出書類一覧表

UCR 受入地提出書類一覧表							
●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請	工期延 伸変更	新規 増量 変更		全量 搬入	減量 搬入	
	●	●	●				
■全受入地共通							
土砂搬入申込書(様式1)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
□工事位置図	●						
□運搬経路図	●						
土砂搬入計画表(様式2)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表(様式3)	○	○		○			"
発券申請書(様式4)	●	●		●			"
地質分析(濃度)結果証明書 (様式 5-1、5-2、5-3、5-5、 5-6 あるいは 5-4)	●	○		○			受入地により様式が異なります。分析は原則として試料採取日又は翌日に専門機関に依頼してください。
□試料採取位置図(平面図)	●	○		○			採取深さを記載願います。 横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、横須賀市久里浜港、秦野中井IC南については、断面図も提出してください。
□試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届(様式10)					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書(様式9)						●	"
土砂搬入完了確認依頼書 (様式11)					○	○	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書(様式13)	○	○	○				HPよりダウンロード可。 制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							

全受入地共通の書類に加え、次の受入地では記載の書類が必要となります。

■「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「さいたま中央地区」 「(仮称)道の駅「くまがや」」						
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○		
土質試験結果	●	○		○		鴻巣・行田地区ヤードは不要
■青梅、八王子各地区、町田市相原町						
ダイオキシン類試験結果証明書	○	○		○		水底土砂のみ。 底質調査測定マニュアルと基準値に注意。
運搬車両一覧表(様式12)	●	○				HPよりダウンロード可。

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発 券申請 2回目 以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■市川港、三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山、横浜鈴繁埠頭、城南島、相模原市相模原、厚木市下荻野、大磯町大磯港、秦野中井IC南							
土砂等発生元証明書 (様式 6-1、6-2、6-4、6-5)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山は様式6-2、 相模原市相模原は様式6-4、秦野中井IC南は様式6-5他は様式6-1
検査試料採取調書 (様式 7-1、7-2、7-4、7-5)	●	○		○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山は様式7-2、 相模原市相模原は様式7-4、秦野中井IC南は様式7-5、他は様式7-1
□工事平面図	●	○		○			さいたま市緑区寺山は不要
□工事断面図	●	○		○			さいたま市緑区寺山は不要
□土量計算書	●	●					相模原市相模原、厚木市下荻野、さいたま市緑区寺山、 秦野中井IC南は不要
工期・土量変更証明書(様式8)		●	●			○	HPよりダウンロード可。 相模原市相模原、厚木市下荻野、さいたま市緑区寺山は不要
□計量証明書	●	○		○			三郷市番匠免、相模原市相模原のみ必要
運搬車一覧表(様式12)							秦野中井IC南は不要
■横須賀市久里浜港							
土砂等発生元証明書(様式6-3)	●	●	●	○			受入地担当者に確認願います。
検査試料採取調書(様式7-3)	●	○		○			"
□工事平面図	●	○		○			"
□工事断面図	●	○		○			"
□土量計算書	●	●					"
工期・土量変更証明書(様式8)		●	●				"
■御殿場市神山							
土砂等発生元証明書(様式6-1)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書(様式7-1)	●	○		○			"
運搬車両一覧表(様式12)	●	○		○			"

※ 各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(<http://www.ucr.co.jp>)からダウンロードできます。
「UCRホームページトップ」 ⇒ 「首都圏事業」 ⇒ 「提出書類ダウンロード」をクリックして
必要な様式をダウンロードしてください。

※ 横浜港については、提出書類が異なるため、UCR担当にお問い合わせください。

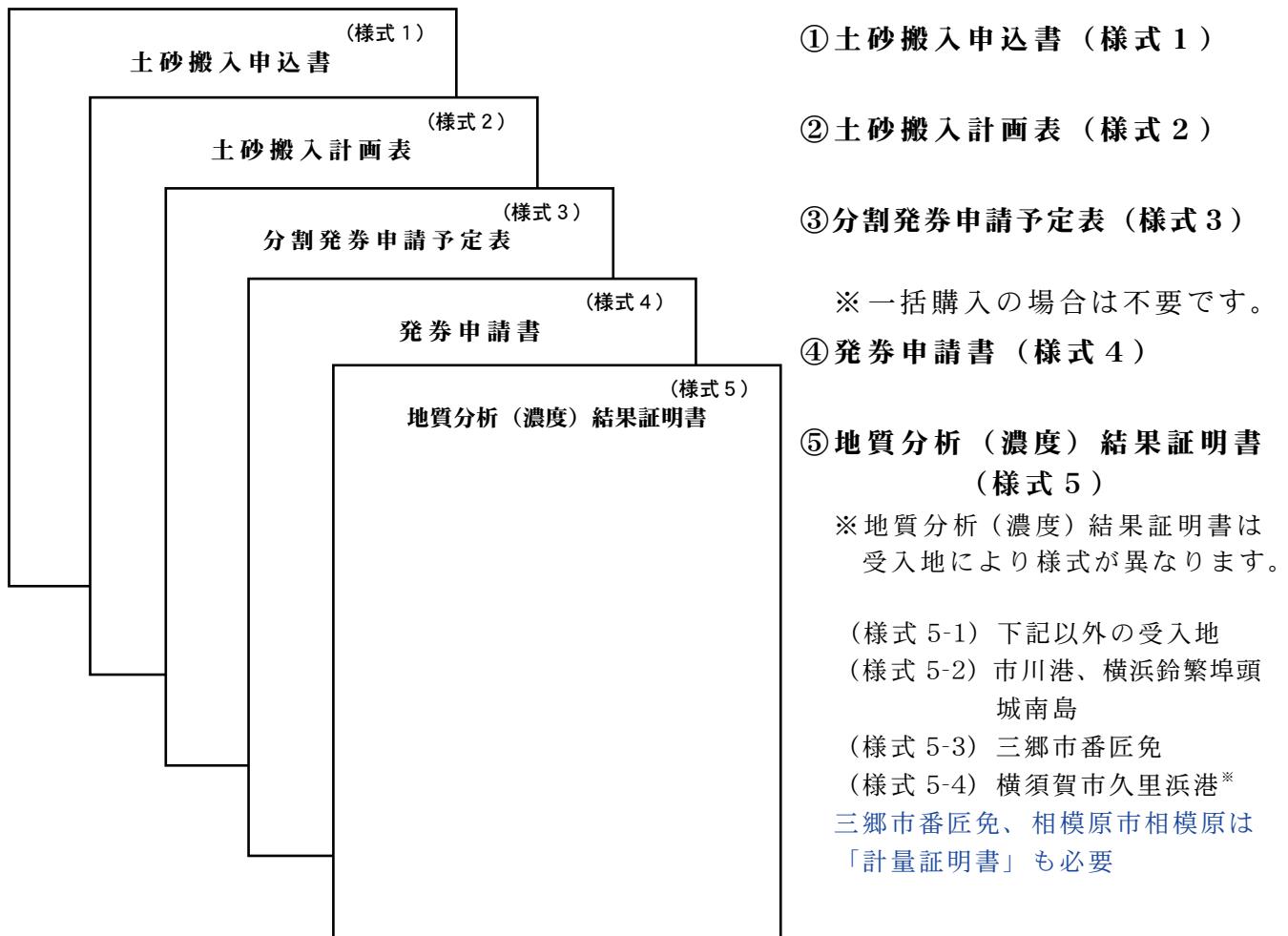
第Ⅲ章 運搬についての注意事項

- 1 「受入地通行証」は、UCR受入地に入場する際、車両の前面の目立つ場所に掲示し、退場する際、速やかに収納してください。
- 2 次の車両は、UCR受入地に入場できません。
 - ① 「受入地通行証」を掲示していない車両
 - ② 土砂搬入管理券に表示してある重量と異なる車両
 - ③ 違法改造車（差枠等の使用を含む）、高枠車両等の過積載車両
 - ④ ディーゼル車の排出ガス規制（九都県市）に適合しない車両
 - ⑤ 不正軽油を使用している車両
- 3 UCR受入地の係員から土質が不適当と判定された土砂は、受付後投入（積降し）中あるいは投入（積降し）後であっても、申込者（請負者）の責任で持ち帰ってください。
- 4 搬入途中であっても降雨等でUCR受入地内の状況が悪化した場合には、搬入の受付を中止する場合があります。
- 5 UCR受入地の搬入路は、指定された道路を通行してください。
- 6 運搬経路は、できるだけ幹線道路をご利用いただき、生活道路の通行は、ご遠慮ください（生活道路では通行制限等に関する地元との約束がある場合があります）。
- 7 周辺道路を汚さないように、タイヤ洗浄機等で土砂を充分にふるい落とした後に、UCR受入地から外へ出てください。
- 8 UCR受入地では、受入地係員の指示に従ってください。
- 9 「受入地通行証」は搬出期間が年度をまたがる場合にも、そのままご使用ください。
- 10 土砂の搬入が完了した場合は、土砂搬入完了書類の提出と合わせて「受入地通行証」をご返却ください。

受入地毎の提出書類

1 全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類

(1) 全ての受入地で必要な書式、図書類



※ 地質分析の試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一地質区分で 5,000 m³毎に 1 回です。
ただし、横須賀市久里浜港では、土質区分毎、かつ 4,000 m³毎に 1 回となります。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、

⑦工事位置図

①受入地までの運搬経路図

地質分析(濃度)結果証明書には、

⑦試料採取位置図

⑨試料採取状況写真

土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

⑩仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）(様式 13)
を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出様式ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。(目次 4 頁参照)

2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類

(1) 「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「さいたま中央地区」「(仮称) 道の駅「くまがや」」で必要な書式、図書類

特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)	土質試験結果一覧表
----------------------------	-----------

Ⓐ 特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

Ⓑ 土質試験結果一覧表*（地盤工学会 6162）

試験項目は、

土粒子の密度試験 (JIS A 1202)

土の含水比試験 (JIS A 1203)

土の粒度試験 (JIS A 1204)

突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210)

締固めた土のコーン指數試験 (JIS A 1228)

土の pH 試験 (JGS 0211) ※許容値は 5.8~8.6

地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051)

土の液性限界、塑性限界試験 (JIS A 1205)

土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)

※試験頻度については別頁【試験項目】を参照ください。

※「利根川上流河川事務所の受入地」では土質区分毎に「土の透水試験 (JIS A 1218)」も必要です。

※「江戸川河川事務所の受入地」では石灰改良土の場合 pH 試験が必要です。pH 値については、事前にご相談ください。

※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

Ⓒ 空間放射線量の測定（江戸川河川事務所の受入地、利根川上流河川事務所の受入地の場合）

放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査区域に指定されている自治体から搬出する場合に必要です。

（詳細はお問い合わせください。）

(2) 「青梅地区」「八王子地区」「町田市相原町」で必要な書式、図書類

<p>特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)</p> <p>(様式 12)</p> <p>運搬車両一覧表</p>

Ⓐ 特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

- 河川水路や湖沼から発生する水底土砂を搬入する場合に必要となります。
検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月）」によります。

※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

Ⓑ 運搬車両一覧表（様式 12）

- 土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。
- 「八王子地区」に搬入する運搬車両については、八王子碎石協会の登録が必要です。

(3) 「市川港」「三郷市番匠免」「さいたま市緑区寺山」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「御殿場市神山」「相模原市相模原」「厚木市下荻野」で必要な書式、図書類

(様式 6) 土砂等発生元証明書		④ 土砂等発生元証明書
		(様式 6-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、 城南島 ^{※2} 、 御殿場市神山、厚木市下荻野 (様式 6-2) 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山 (様式 6-4) 相模原市相模原
		⑤ 検査試料採取調書
		(様式 7-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、 城南島 ^{※2} 、 御殿場市神山、厚木市下荻野 (様式 7-2) 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山 (様式 7-4) 相模原市相模原
		⑥ 運搬車両一覧表 御殿場市神山のみ必要 (様式 12)

④ 土砂等発生元証明書

(様式 6-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、

城南島^{※2}、

御殿場市神山、厚木市下荻野

(様式 6-2) 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山

(様式 6-4) 相模原市相模原

⑤ 検査試料採取調書

(様式 7-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、

城南島^{※2}、

御殿場市神山、厚木市下荻野

(様式 7-2) 三郷市番匠免、さいたま市緑区寺山

(様式 7-4) 相模原市相模原

⑥ 運搬車両一覧表

御殿場市神山のみ必要 (様式 12)

※ 1 「土砂等発生元証明書」と「検査試料採取調書」、「地質分析（濃度）結果証明書」は必ずセットとなります。(試験の検体の数の資料が必要です。) なお、三郷市番匠免、相模原市相模原は「計量証明書」も必要です。

※ 2 城南島については、富津市の書式の提出が必要な場合があります。(U C R 担当者に相談してください。)

添付する図書類 (U C R 担当者にご相談ください。)

土砂等発生元証明書には、

⑦ (掘削) 工事平面図

⑧ (掘削) 工事断面図

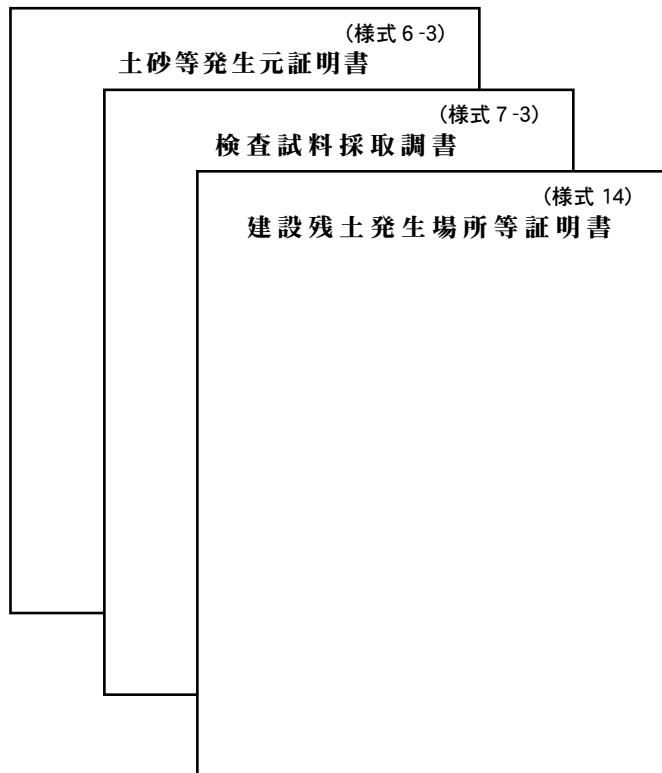
⑨ 土量計算書 (土砂等発生元証明書毎に作成してください。) ^{※3}

を添付してください。

※ 3 相模原市相模原、御殿場市神山、厚木市下荻野については、⑨土量計算書は提出不要です。

※ 4 さいたま市緑区寺山については、⑦⑧⑨すべて提出不要です。

(4) 「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類



① 土砂等発生元証明書 (様式 6-3)

② 検査試料採取調書 (様式 7-3)

土質区分毎、かつ地山 $4,000\text{ m}^3$ 每に
1 検体 (5 地点^{*}・試料混合) が必要
^{*}第 1 種特定有害物質は 1 地点

添付する図書類

土砂等発生元証明書には、

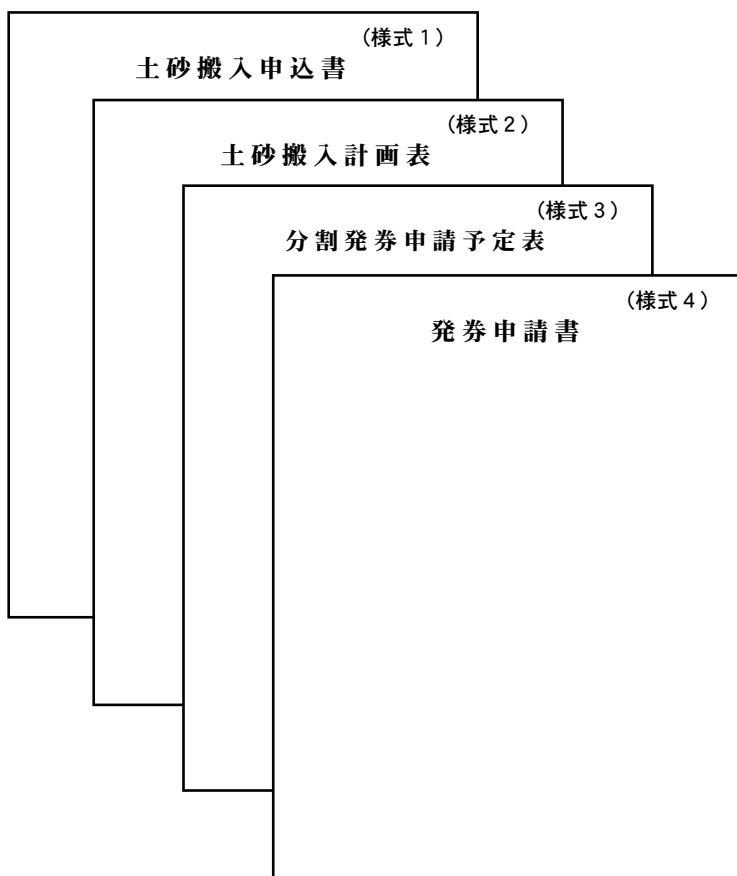
⑦ (掘削) 工事平面図

① (掘削) 工事断面図

⑦ 土量計算書 (土砂等発生元証明書毎に作成してください。)
を添付してください。

3 土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類

(1) 全ての受入地で提出が必要な書式、図書類



- ①土砂搬入申込書（様式1）（必須）
変更後の工期、土量を記入してください。
- ②土砂搬入計画表（様式2）（必須）
変更後の搬入予定を記入してください。
- ③分割発券申請予定表（様式3）
土量増分の土砂搬入管理券を一括購入する場合は不要です。
- ④発券申請書（様式4）
(土量増の場合、必須)

※土量増の場合、追加土量や施工場所等により「地質分析（濃度）結果証明書（様式5）」が必要となります。
詳細はUCR担当者にご相談ください。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、

⑦工事位置図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

①受入地までの運搬経路図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

地質分析（濃度）結果証明書には、

⑦試料採取位置図

②試料採取状況写真

新たに土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

⑦仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式13）

を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出書類ダウンロード」
から必要な様式をダウンロードしてください。
(目次3頁参照)

(2) 受入地により追加で提出が必要な書式、図書類

- ① 「市川港」「三郷番匠免」「さいたま市緑区寺山」「横浜鈴繁埠頭」
「城南島」「御殿場市神山」「相模原市相模原」「厚木市下荻野」

(様式 6) 土砂等発生元証明書	
(様式 8) 工期・発生土量の変更に伴う証明書	

Ⓐ 土砂等発生元証明書（様式 6）（必須）

変更後の土量及び工期を記載してください。

(様式 6-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、城南島、
御殿場市神山、厚木市下荻野

(様式 6-2) 三郷番匠免、さいたま市緑区寺山

(様式 6-4) 相模原市相模原

Ⓑ (工期・) 発生土量の変更に伴う証明書^{*1}

(様式 8) (必須)

※御殿場市神山、相模原市相模原、厚木市下荻野
は不要です。

変更する理由、延伸工期、変更土量等を記入して
ください。不要な項目は消去してください。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

⑦ (掘削) 工事平面図（変更箇所がわかるように記載）

⑧ (掘削) 工事断面図（変更箇所がわかるように記載）

⑨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）^{*1}
を添付してください。

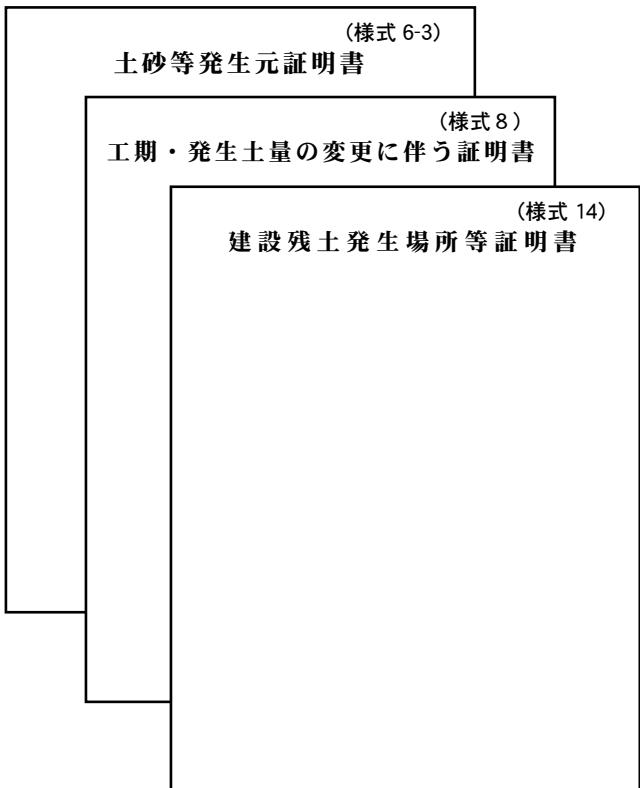
土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7）」の提出が必要となります。

詳細は U C R 担当者にご相談ください。

※ 1 御殿場市神山、相模原市相模原、厚木市下荻野については、⑨土量計算書は
提出不要です。

※ 2 さいたま市緑区寺山については、⑦⑧⑨すべて提出不要です。

② 「横須賀市久里浜港」



Ⓐ 土砂等発生元証明書（様式 6-3）（必須）

変更後の土量及び工期を記載してください。

Ⓑ 工期・発生土量の変更に伴う証明書 (様式 8)（必須）

変更する理由、延伸工期、変更土量等を記載してください。

不要な項目は消去してください。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

- ⑦ (掘削) 工事平面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ① (掘削) 工事断面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ⑨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7-3）」の提出が必要となります。

詳細は U C R 担当者にご相談ください。

③その他の受入地

土量増などで新たな試料採取が必要となった場合に次の書類が必要となります。詳細は U C R 担当者にご相談ください。

⑦ 「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「さいたま中央地区」「(仮称)道の駅「くまがや」」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
- ・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)

① 「青梅地区」「八王子各地区」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書（水底土砂のみ）

※検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月）」によります。

- ・運搬車両一覧表（様式12）

4 完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）

（1）申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 9)
土砂搬入完了精算書

Ⓐ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

※ 「土砂搬入完了精算書」は「土砂搬入完了届」を兼ねます。

※ UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合は、別途、「土砂搬入完了確認依頼書」を提出してください。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了精算書の提出と同時に、

⑦（未使用の）土砂搬入管理券

①（UCRから貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

（2）申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 10)
土砂搬入完了届

Ⓐ 土砂搬入完了届（様式 10）

※ 土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は不要です。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了届の提出と同時に、

⑦（UCRから貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

（3）UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出する書式、図書類

(様式 11)
土砂搬入完了確認依頼書

Ⓐ 土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

※ UCRからの「土砂搬入完了確認書」は概ね3～5日程度で郵送します。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了確認書の提出と同時に、

⑦（UCRから貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

[試験項目]

◎ 地質分析（土壤分析）試験について

- ・ 試料は1検体について5箇所から採取する。（**5地点混合方式**）
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則**5,000m³**毎に1回実施する。（一部例外あり）
- ・ 試料を採取する深度、位置、採取方法、試験項目については、必ず事前にUCR担当者に確認する。
- ・ 試料の採取、地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 計量方法は、「土壤の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壤含有量基準」土壤汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。

地質分析試験項目				
計量の対象		単位	基準値	計量方法
溶出量試験	カドミウム	mg/L	0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	mg/L	不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く)昭和46.12環告第59号付表1
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のがスカラマトケラ法以外のもの
	鉛	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
	砒素	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 61
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表2
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3、昭和49.9環告第64号付表3
	P C B	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
28項目	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表5
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふつ素	mg/L	0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7
	ほう素	mg/L	1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8
	その他			
の試験	水素イオン	-	5.8以上8.6以下	日本産業規格 K0102.12.1
	油分	mg/L	15以下	昭和51年環告第3号又は、昭和49年環告第64号
含有量試験	2項目	銅 (農用地)	mg/kg	125未満 昭和47.10総令66号
	9項目	砒素 (農用地)	mg/kg	15未満 昭和50.4総令31号
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下 昭和46.12環告第59号付表2	
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下 日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4	
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 54	
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 61	
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下 日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)	
	ふつ素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7	
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
11項目	シアン化合物	mg/kg	50以下 日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1	
	備考			受入地毎の試験項目は「UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」とおり

◎ ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・原則、各層の深さ5cmの土壤について5箇所から採取する。（ただし、水底の底質は深さ10cm）
- ・試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施します。（一部例外あり）
- ・試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼し、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書（分析結果）と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- ・基準値は、土壤 1,000 p g-T EQ/g 以下、水底の底質 150 p g-T EQ/g 以下とする。
- ・検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（令和4年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和4年3月環境省）による。

◎ 土質試験について

- ・試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	江戸川河川事務所 (2カ所)	利根川河川事務所 (5カ所)	さいたま中央地区	道の駅くまがや
土の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○
土の含水比試験	JIS A 1203	○	○	○	○
土の粒度試験	JIS A 1204	○	○	○	○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	○	○	○	○
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	○	○	○	○
土の工学的分類法	JGS 0051	○	○	○	○
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	○	○	○	○
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	○	○	○	○
土懸濁液のpH試験(※)	JGS 0211	×	○	○	○
試験頻度	5,000m ³ 毎	○	○	×	○
	土質区分毎	○	○	○	○

※ 土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

[事務処理日数]

◎ 試験に要する概ねの日数

- ・地質分析（土壤分析）試験について…約2週間
- ・ダイオキシン類の含有濃度試験…約4週間
- ・土質試験…約2週間

◎ UCR内の審査及び条例等の手続きに要する標準的な事務処理日数

UCR内審査	UCR外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き 市川港（中継基地）、横浜鈴繁埠頭（中継基地） 城南島（中継基地）
		相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例手続き、 通行禁止道路通行許可手続き 相模原市相模原
	1週間	栃木県土砂条例等手続き 三郷市番匠免（中継基地）
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き 横須賀市久里浜港（中継基地）

※ 案件や協議時期によっては多くの期間がかかることがあります。

2024年度 UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地 名 称	江戸川流山ヤード、江戸川山王ヤード			三郷市番匠免 ※		
特 定 有 害 物 質 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準につ いて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準につ いて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)
	全シアン	不検出		全シアン	不検出	
	有機リン	不検出		有機リン	不検出	
	鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
	六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
	砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
	総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
	アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
	PCB	不検出		PCB	不検出	
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
	四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
	クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
	1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下	
	チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
	シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
	ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
	セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
含有量 試験	ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下	昭和47.総令66 号、 昭和50.総令31号
	ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下	
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
	水銀及びその化合物	15mg/kg以下		銅(農用地)	125mg/kg未満	
	カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		砒素(農用地)	15mg/kg未満	
	鉛及びその化合物	150mg/kg以下				
	砒素及びその化合物	150mg/kg以下				
	六価クロム化合物	250mg/kg以下				
	ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下				
	ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下				
土質試験	セレン及びその化合物	150mg/kg以下	「ダイオキシン類に 係る土壤調査測定 マニュアル」(令和4年3月 環境省)			不 要
	遊離シアン	50mg/kg以下				
試験頻度	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下				1回/5,000m ³
	必要(詳細はUCRホームページ参照)					
試験頻度	1回/5,000m ³					1回/5,000m ³

【注意】三郷市番匠免は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

受入地 名 称		加須市旗井、羽生市堤、羽生市上川俣、渡良瀬川右岸河川敷、五霞町大福田、さいたま中央地区、御殿場市神山			さいたま市緑区寺山					
溶出量試験		試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法			
特定有害物質試験		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出				
		有機リン	不検出		有機リン	不検出				
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
		PCB	不検出		PCB	不検出				
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
含有量試験		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下	土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号) 昭和47.総令66号、昭和50.総令31号			
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
		水銀及びその化合物	15mg/kg以下		水銀及びその化合物	15mg/kg以下				
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下				
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下				
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下				
		六価クロム化合物	250mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下				
		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下				
土質試験		御殿場市神山以外は必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要					
試験頻度		1回/5,000m ³			1回/5,000m ³					

受入地 名 称		市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※ 大磯港 ※			青梅地区(才)、(力)、(キ)、(ヶ)、 (シ)、(ス) 八王子地区(2)、(3)、(5) 町田市相原町、八王子中継基地				
特定 有害 物質 試験	溶出 量 試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法		
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46 号付表)		
		全シアン	不検出		全シアン	不検出			
		有機リン	不検出		有機リン	不検出			
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下			
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下			
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下			
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下			
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出			
		PCB	不検出		PCB	不検出			
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下			
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下			
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下			
		1,2-ジ-クロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジ-クロロエタン	0.004mg/l以下			
		1,1-ジ-クロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジ-クロロエチレン	0.1mg/l以下			
		1,2-ジ-クロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジ-クロロエチレン	0.04mg/l以下			
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下			
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下			
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下			
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			
		1,3-ジ-クロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジ-クロロプロパン	0.002mg/l以下			
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下			
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下			
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下			
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下			
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下			
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下			
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下			
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下						
		水素イオン濃度	5.8以上8.6以下						
含有 量 試験	含有 量 試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壤含有量調査に 係る測定方法を定める 件(平成15年3月6日 環境省告示第19号)		
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下			
					鉛及びその化合物	150mg/kg以下			
					砒素及びその化合物	150mg/kg以下			
					六価クロム化合物	250mg/kg以下			
					ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下			
					ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下			
					セレン及びその化合物	150mg/kg以下			
					遊離シアノ	50mg/kg以下			
					ダイオキシン類※	150pg-TEQ/g以下	ダイオキシン類に 係る底質調査測定マ ニュアル(令和4年3 月環境省)		
土 質 試 験		不 要			不要(但し、改良土はpH試験が必要)				
試 験 頻 度		1回/5,000m ³			1回/5,000m ³				

【注意】市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭、大磯港は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

城南島の土質試験の要否は、最終受入地による。

受入地 名 称		相模原市相模原 厚木市下荻野			横須賀市久里浜港		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
土 質 試 験	含有量試験	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下	
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下	
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
土 質 試 験		不 要			不 要		
試 験 頻 度		1回/5,000m ³			1回/ <u>4,000m³</u>		

受入地 名 称		秦野中井IC南			愛川町半原					
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法			
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号付表)			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出				
		有機リン	不検出		有機リン	不検出				
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
		六価クロム	0.02mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
		PCB	不検出		PCB	不検出				
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
含有量 試験	含有量 試験	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下				
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下							
		水素イオン濃度	5.8以上8.6以下							
土質試験	土質試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号 土壤含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日 環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壤含有量調査に 係る測定方法を定 める件(平成15年3 月6日環境省告示第 19号)			
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下				
		水銀及びその化合物	15mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下				
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下				
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下				
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		六価クロム化合物	250mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下				
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下				
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下							
		遊離シアン	50mg/kg以下							
土質試験		不 要			不 要					
試験頻度		1回/5,000m ³			1回/5,000m ³					

※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

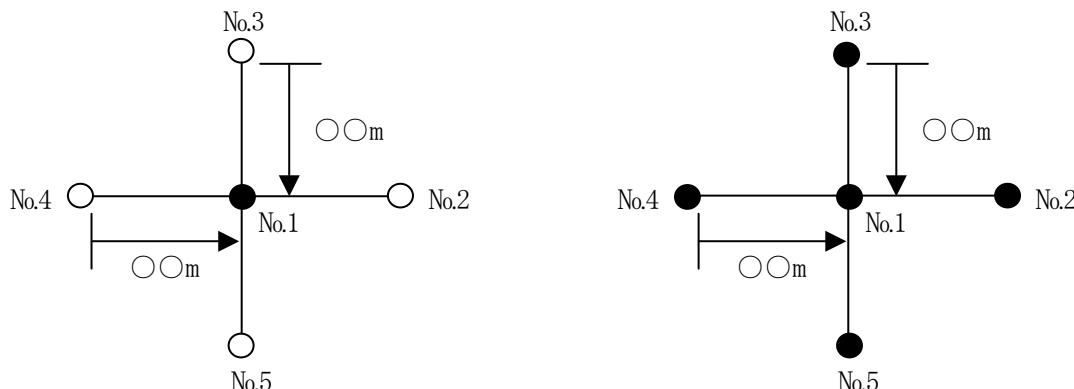
※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「横須賀市久里浜港」「八王子地区」「大磯港」「秦野中井IC南」「愛川町半原」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

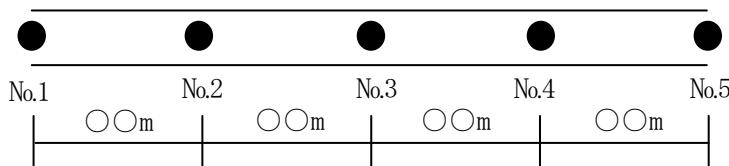
(5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点（No.1～No.5）を決定する。

（受入地の所在する都県市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合もあります。試料採取前に担当者にご相談願います。）



（道路工事等で延長が長い現場）



（凡例）試料採取位置

- 挥発性物質を含む地質分析試験全項目用
- 挥発性物質を除く地質分析試験項目用

① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。

② 上図 No.1～No.5 の各箇所で試料を採取する。

採取する深さは U C R の担当者にご相談下さい。（ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。）

ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。

③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**、**揮発性物質検定用は遮光性のガラス瓶**に隙間がないように詰める。

④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。

⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。

⑥ 各試料採取後**1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。

⑦ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事			
試料採取場所	No.1 GL - 3.5m			
地質分析（濃度）試験試料採取状況				
試料採取者				
所属	(株)○○○○	○写真はカラー写真。		
氏名	○○○○○	○検査試料採取調書と連動します。		
採取年月日	令和○○年○○月○○日	○工事名、採取場所、採取深度などが分かるようになります。		
施 工 者	○○○○建設	○深さは地盤高さ（G L）からの下がりとします。 採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。		

※p.47 p.49 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「八王子地区」「大磯港」)
(5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 挥発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5mの場合

GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。



GL



GL

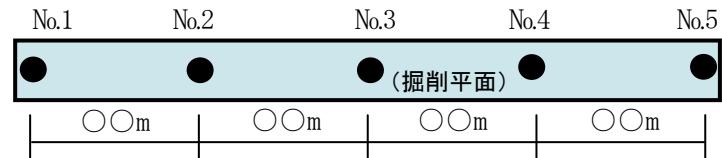
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。



GL

※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1箇所に5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個）をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で5試料を混合し、試験を行う。

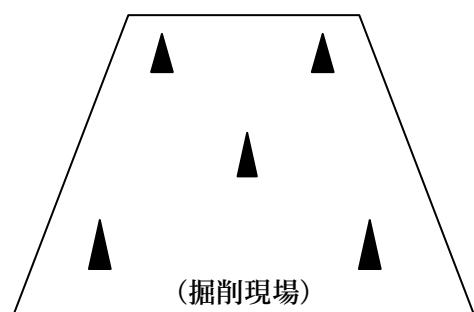
【試料採取状況写真の撮影方法（横須賀市久里浜港は p.49、秦野中井 IC 南、愛川町半原は p.51】

試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。



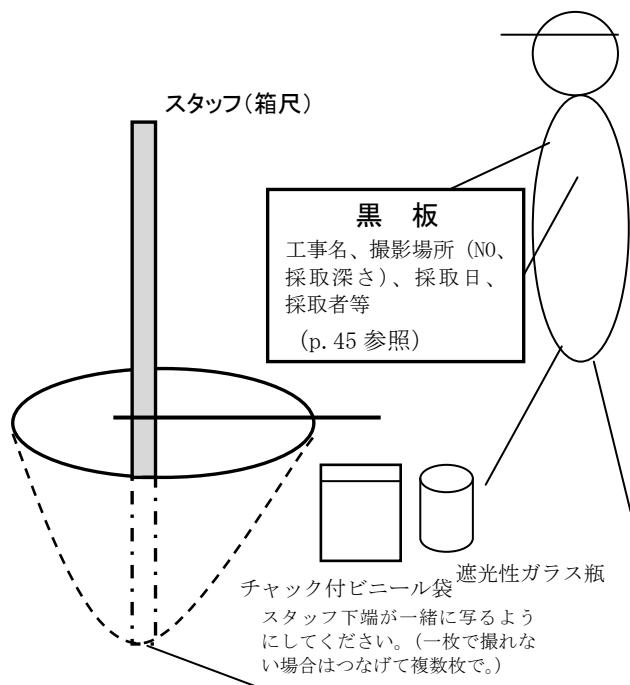
※採取地点は偏らないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



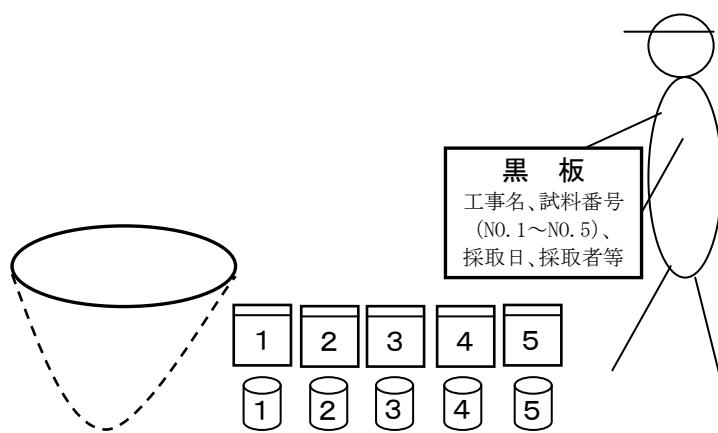
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるよう）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るよう撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ポーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1 の地点に 5 地点の試料を集合し、撮影）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

(5 地点混合方式)

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5m の場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

(凡例) 試料採取位置

- 挥発性物質地質分析試験項目
- 挥発性物質を除く地質分析試験項目



【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

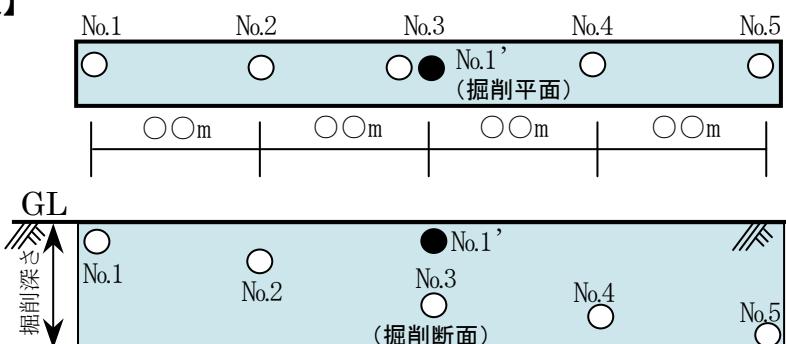
(掘削平面)

○延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。

土壤試験	溶出試験 : 28 項目
試料採取	第 1 種特定有害物質以外 : 5 地点混合 第 1 種特定有害物質 : 1 地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋 : 5 試料 遮光性ガラス瓶 : 1 試料
試験頻度	4,000 m ³ /1 回



第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な
地点 1 地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置
で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に 1 検体（5 地点・
試料混合）が必要

※第 1 種特定有害物質は 1 地点

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No. 1 ~ No. 5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.45 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料（チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 1 個）をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

【「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法】

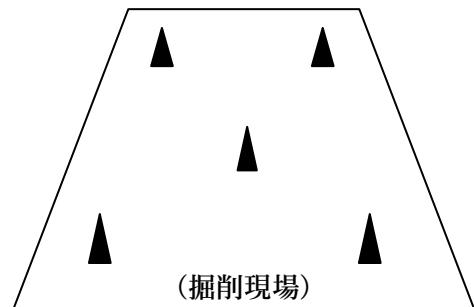
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

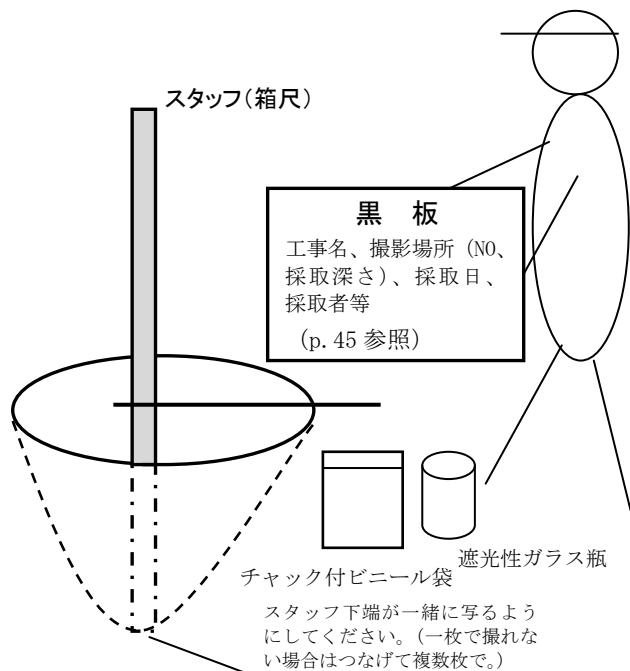


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

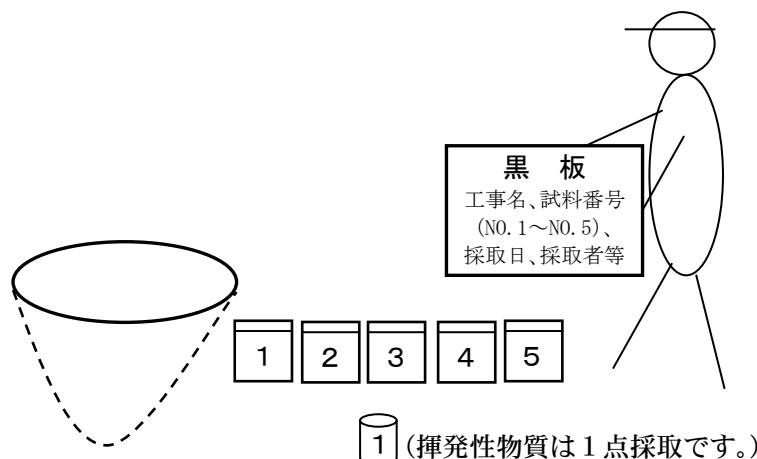
2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるよう、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるよう）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）
- ④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）

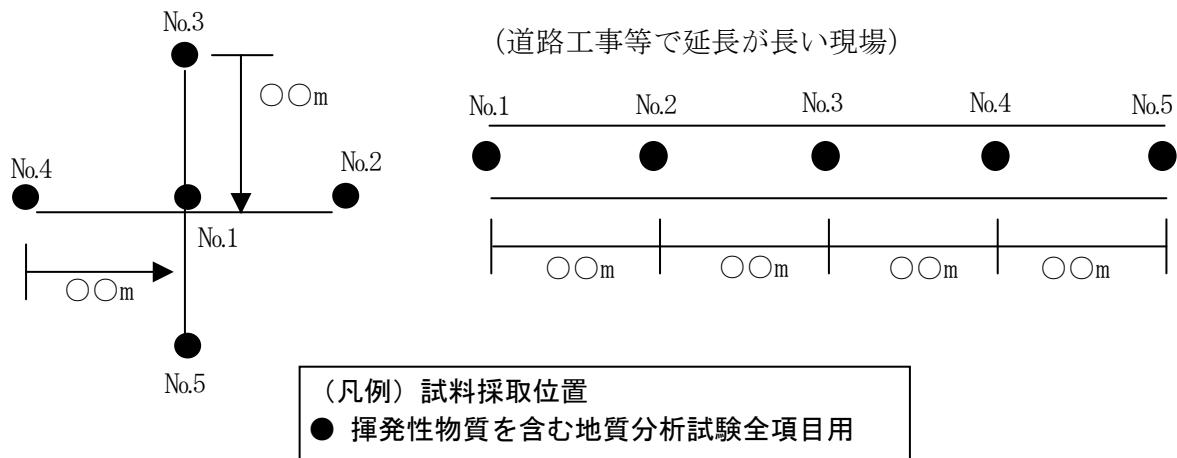


- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

「秦野中井 IC 南」「愛川町半原」受入地における試料採取方法及び写真撮影

地質分析（濃度）試験について

- ・土質区分毎かつ同一土質区分で 5,000 m³毎に 1 つ検体を作成し試験します。
- ・1 検体は 5 か所から試料を採取します（5 地点混合方式）。
- ・試料を採取する位置は、現場内（土砂を搬出する範囲）で偏りがないよう平面的にバランスのよい 5 地点とします。各地点の採取深度は、工事の掘削深により変更しますので、UCR 担当者の確認を得てから採取してください。



- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所で試料を採取する。採取する深さは UCR の担当者にご相談下さい。ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は **チャック付ビニール袋等の密閉容器**、**揮発性物質検定用は遮光性のガラス瓶**に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て **全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後 **1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は **専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

地質分析試験試料採取状況写真用黒板記入例

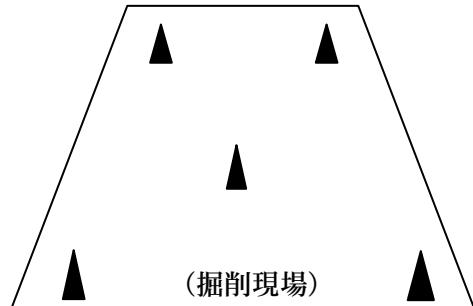
工 事 件 名	○○○○○新築工事		○写真はカラー写真。 ○検査試料採取調書と連動します。 ○工事名、採取場所、採取深度などが分か るようになります。 ○深さは地盤高さ (G L) からの下がりと します。採取日の当日又は翌日までに専門 機関に分析を依頼してください。				
試料採取場所	No.1 GL-3.5m						
地質分析（濃度）試験試料採取状況							
試料採取者							
所属	(株)○○○○○						
氏名	○○○○○						
採取年月日	令和○○年○○月○○日						
施 工 者	○○○○建設	立会者	○○○○				
試料採取状況の写真は次の 7 枚以上 が必要です。							

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

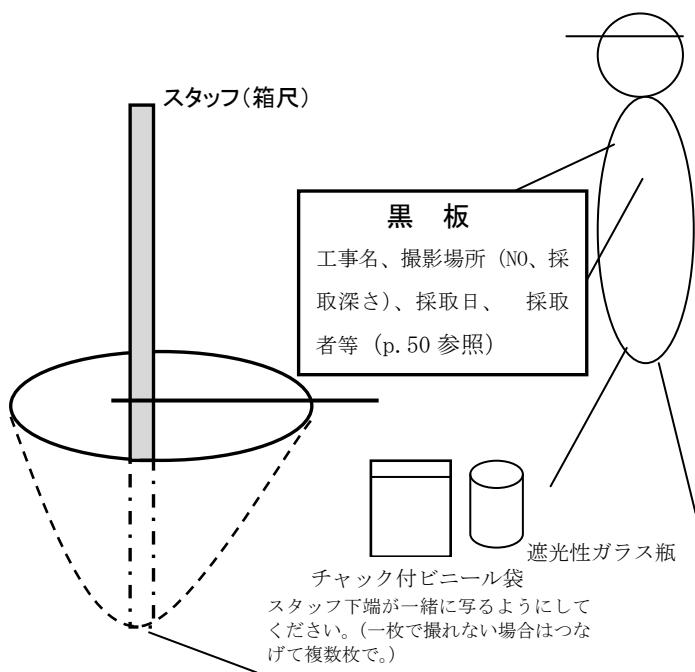


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

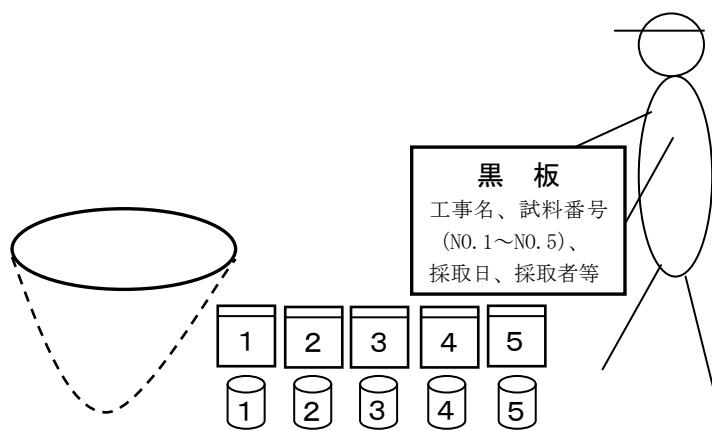
2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

様式集

(様式 1)
年 月 日

土砂搬入申込書

[新規/第 回変更 (土量増、工期延伸 承諾番号_____)]

㈱建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 _____
法人名 _____
代表者顔氏名 _____ 印 _____

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。
なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先 (受入地名)	
発注機関	
工事名	
工事場所	
契約工期	当初・変更前 年 月 日 ~ 年 月 日 変更後 # ~ 年 月 日
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 m³ 変更後 m³ 差引増 m³
土質	第種建設発生土() 平均単位体積重量 (地山) t/m³
汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域
工事請負者担当者 (氏名) 搬入承諾書送付先 (FAX) (郵便番号)	(電話) (携帯) (宛名) (住所)
上記のとおり相違ないことを申し添えます。	
発注機関 (所属) 監督員 (氏名) (電話)	印 _____ (FAX)

注意
1) 承諾番号は変更の場合のみ記入下さい。
2) 平均単位体積重量 (地山) は1.8 t/m³ とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークを記入ください。
4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関(国、地方公共団体、それらの関係機関)の場合は必ず記入・押印してください。
※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(様式 2)
年 月 日

土砂搬入計画表

1 工事名 _____

2 工事請負者 _____

3 土砂搬入予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 搬入申込土量 m³、ダンプ総台数 台 (t 車)

5 搬入予定 ① 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

② 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

③ 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

④ 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

⑤ 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

⑥ 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(様式 3)
年 月 日

分割発券申請予定表

1 工事名 _____

2 工事請負者 _____

3 搬入申込土量 m³

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定期日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 () は累計土量
第一回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第二回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第三回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第四回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第五回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第六回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
第七回	月 日	t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
合計		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	
		t車券	枚	m³	m³	

注意
1) 当書類は発券を分割して申請する場合にのみご提出ください。発券申請はその都度別途行ってください。
2) 積載土量 (地山) は使用車両のトン数を平均単位体積重量で除し、小数第三位以下を切り捨てた数量とします。
(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³ の場合 10t車…5.27m³、4t車…2.22m³、3t車…1.66m³、2t車…1.11m³
(横須賀市久里浜港の場合、ほぐし土量で10t車…6.32m³、4t車…2.66m³、3t車…1.99m³、2t車…1.33m³)

(様式 4)
年 月 日

発券申請書(第回)

[承諾番号_____]

㈱建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 _____
法人名 _____
代表者顔氏名 _____ 印 _____

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入先 (受入地名)	
発注機関	
工事名	
搬入申込土量	m³
既発券土量	m³ (a)
今回発券枚数及び発券土量	券種 枚 発券枚数 (b) 積載土量 (c) 発券土量 (b) × (c)
	t車券 枚 m³ m³
	t車券 枚 m³ m³
	t車券 枚 m³ m³
受入単価	昼 / 夜 (地山1m³当たり) 円
支払予定期及び支払金額	月 日 (税抜) 税率: 10% (税込) 円
累計発券土量	m³ (a) + (d)
受入地通行証必要枚数	枚
備考欄	
工事請負者担当者 (氏名) 人金案内及び券送付先 (FAX) (郵便番号)	(電話) (携帯) (宛名) (住所)

注意
1) 承諾番号は第2回目以降の発券申請の場合にご記入ください。
2) 積載土量 (地山) は使用車両のトン数を平均単位体積重量で除し、小数第三位以下を切り捨てた数量とします。
(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³ の場合 10t車…5.27m³、4t車…2.22m³、3t車…1.66m³、2t車…1.11m³
(横須賀市久里浜港の場合、ほぐし土量で10t車…6.32m³、4t車…2.66m³、3t車…1.99m³、2t車…1.33m³)

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(様式 5-1)

地質分析(濃度)結果証明書																																																																																																																																																																																																																																																																													
年月日 様																																																																																																																																																																																																																																																																													
発行番号 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士																																																																																																																																																																																																																																																																													
年月日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体区分・番号)																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計量の対象</th> <th>単位</th> <th>測定値</th> <th>基準値</th> <th>測定方</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>mg/kg</td><td>0.0031下</td><td>日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機構</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛</td><td>mg/kg</td><td>0.011下</td><td>日本産業規格 K0102 54</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>mg/kg</td><td>0.052下</td><td>日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉄</td><td>mg/kg</td><td>0.012下</td><td>日本産業規格 K0102 61</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>銅水銀</td><td>mg/kg</td><td>0.0065下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マグネシウム</td><td>mg/kg</td><td>0.012下</td><td>日本産業規格 K0102 5.2, 5.3, 5.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クロロメタン</td><td>mg/kg</td><td>0.0025下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/kg</td><td>0.0025下</td><td>平成3. 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クロロブレゼン</td><td>mg/kg</td><td>0.0045下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1-ジフロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.041下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,2-ジフロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.041下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2-トリフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.011下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2,2-テタフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.011下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.011下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,3-ブチルエーテル</td><td>mg/kg</td><td>0.0025下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>デクタム</td><td>mg/kg</td><td>0.0065下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ジメジン</td><td>mg/kg</td><td>0.0033下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オノベカルブ</td><td>mg/kg</td><td>0.021下</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>セレン</td><td>mg/kg</td><td>0.013下</td><td>日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>mg/kg</td><td>0.03下</td><td>日本産業規格 K0102 34.1, 34.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふつ素</td><td>mg/kg</td><td>0.03下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>mg/kg</td><td>16.1下</td><td>日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>mg/kg</td><td>0.052下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過(硫酸)酸</td><td>mg/kg</td><td>125.0下</td><td>日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過(硫酸)酸</td><td>mg/kg</td><td>125.0下</td><td>日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大蔵及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>45以下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31) 3,3'及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>45以下</td><td>日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表55.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合</td><td>mg/kg</td><td>150.0下</td><td>日本産業規格 K0102 54</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉄及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>150.0下</td><td>日本産業規格 K0102 54</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉄及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>150.0下</td><td>日本産業規格 K0102 61</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>含有量試験</td><td>mg/kg</td><td>250.0下</td><td>日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小蔵及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>150.0下</td><td>日本産業規格 K0102 61</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3,3'及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>4.0000下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふつ素及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>14.0002下</td><td>日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ほう素及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>14.0002下</td><td>日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>セレン及びその化合物</td><td>mg/kg</td><td>150.0下</td><td>日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シアノ化合物</td><td>mg/kg</td><td>0.005下</td><td>(检测) 平成3年環境庁告示第38号、1.1及び38の欄告11の方法を除く) 昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検体の性状</td><td>形狀</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td>発生場所:</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>発生事業者名:</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						計量の対象	単位	測定値	基準値	測定方	備考	カドミウム	mg/kg	0.0031下	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4			全シアン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			有機構	mg/kg	不検出	昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの			鉛	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 54			六価クロム	mg/kg	0.052下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)			鉄	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 61			銅水銀	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表2			アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3			マグネシウム	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 5.2, 5.3, 5.4			クロロメタン	mg/kg	0.0025下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			四塩化炭素	mg/kg	0.0025下	平成3. 環告第59号付表1			クロロブレゼン	mg/kg	0.0045下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,1-ジフロエチレン	mg/kg	0.041下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,2-ジフロエチレン	mg/kg	0.041下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,1,2,2-テタフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			1,3-ブチルエーテル	mg/kg	0.0025下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			デクタム	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表5			ジメジン	mg/kg	0.0033下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			オノベカルブ	mg/kg	0.021下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5			セレン	mg/kg	0.013下	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4			ベンゼン	mg/kg	0.03下	日本産業規格 K0102 34.1, 34.4			ふつ素	mg/kg	0.03下	昭和46.12 環告第59号付表2			ほう素	mg/kg	16.1下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4			1,4-ジオキサン	mg/kg	0.052下	昭和46.12 環告第59号付表8			過(硫酸)酸	mg/kg	125.0下	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条			過(硫酸)酸	mg/kg	125.0下	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条			大蔵及びその化合物	mg/kg	45以下	昭和46.12 環告第59号付表2			31) 3,3'及びその化合物	mg/kg	45以下	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表55.4			合	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 54			鉄及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 54			鉄及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 61			含有量試験	mg/kg	250.0下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)			小蔵及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 61			3,3'及びその化合物	mg/kg	4.0000下	昭和46.12 環告第59号付表5			ふつ素及びその化合物	mg/kg	14.0002下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4			ほう素及びその化合物	mg/kg	14.0002下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4			セレン及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4			シアノ化合物	mg/kg	0.005下	(检测) 平成3年環境庁告示第38号、1.1及び38の欄告11の方法を除く) 昭和46.12 環告第59号付表1			検体の性状	形狀					備考	発生場所:						発生事業者名:				
計量の対象	単位	測定値	基準値	測定方	備考																																																																																																																																																																																																																																																																								
カドミウム	mg/kg	0.0031下	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4																																																																																																																																																																																																																																																																										
全シアン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																										
有機構	mg/kg	不検出	昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの																																																																																																																																																																																																																																																																										
鉛	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																										
六価クロム	mg/kg	0.052下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)																																																																																																																																																																																																																																																																										
鉄	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																										
銅水銀	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表2																																																																																																																																																																																																																																																																										
アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3																																																																																																																																																																																																																																																																										
マグネシウム	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 5.2, 5.3, 5.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
クロロメタン	mg/kg	0.0025下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
四塩化炭素	mg/kg	0.0025下	平成3. 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																										
クロロブレゼン	mg/kg	0.0045下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,1-ジフロエチレン	mg/kg	0.041下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,2-ジフロエチレン	mg/kg	0.041下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,1,2,2-テタフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,3-ブチルエーテル	mg/kg	0.0025下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
デクタム	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表5																																																																																																																																																																																																																																																																										
ジメジン	mg/kg	0.0033下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
オノベカルブ	mg/kg	0.021下	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5																																																																																																																																																																																																																																																																										
セレン	mg/kg	0.013下	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
ベンゼン	mg/kg	0.03下	日本産業規格 K0102 34.1, 34.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
ふつ素	mg/kg	0.03下	昭和46.12 環告第59号付表2																																																																																																																																																																																																																																																																										
ほう素	mg/kg	16.1下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
1,4-ジオキサン	mg/kg	0.052下	昭和46.12 環告第59号付表8																																																																																																																																																																																																																																																																										
過(硫酸)酸	mg/kg	125.0下	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条																																																																																																																																																																																																																																																																										
過(硫酸)酸	mg/kg	125.0下	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3X付表1及び第2条																																																																																																																																																																																																																																																																										
大蔵及びその化合物	mg/kg	45以下	昭和46.12 環告第59号付表2																																																																																																																																																																																																																																																																										
31) 3,3'及びその化合物	mg/kg	45以下	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表55.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
合	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																										
鉄及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																										
鉄及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																										
含有量試験	mg/kg	250.0下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)																																																																																																																																																																																																																																																																										
小蔵及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																										
3,3'及びその化合物	mg/kg	4.0000下	昭和46.12 環告第59号付表5																																																																																																																																																																																																																																																																										
ふつ素及びその化合物	mg/kg	14.0002下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
ほう素及びその化合物	mg/kg	14.0002下	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
セレン及びその化合物	mg/kg	150.0下	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4																																																																																																																																																																																																																																																																										
シアノ化合物	mg/kg	0.005下	(检测) 平成3年環境庁告示第38号、1.1及び38の欄告11の方法を除く) 昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																										
検体の性状	形狀																																																																																																																																																																																																																																																																												
備考	発生場所:																																																																																																																																																																																																																																																																												
	発生事業者名:																																																																																																																																																																																																																																																																												

※計量証明の事業者の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

(様式 5-3)

地質分析(濃度)結果証明書																																																																																																																																																																																																											
年月日 様																																																																																																																																																																																																											
発行番号 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士																																																																																																																																																																																																											
年月日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計量の対象</th> <th>単位</th> <th>測定値</th> <th>基準値</th> <th>測定方</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>mg/kg</td><td>0.003</td><td>日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機構</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛</td><td>mg/kg</td><td>0.011下</td><td>日本産業規格 K0102 54</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>mg/kg</td><td>0.052下</td><td>日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉄</td><td>mg/kg</td><td>0.012下</td><td>日本産業規格 K0102 61</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>銅水銀</td><td>mg/kg</td><td>0.0065下</td><td>昭和46.12 環告第59号付表2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>P.C.B.</td><td>mg/kg</td><td>不検出</td><td>昭和46.12 環告第59号付表4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クロロメタン</td><td>mg/kg</td><td>0.02</td><td>日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/kg</td><td>0.002</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クロロブレゼン</td><td>mg/kg</td><td>0.004</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,2-ジフロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.1</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1-ジフロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.04</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,2,2-トリフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.04</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,1-トリフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>1</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2-トリフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.006</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2,2-テタフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.01</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン</td><td>mg/kg</td><td>0.01</td><td>日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,3-ジフルオロエーテル</td><td>mg/kg</td><td>0.002</td><td>日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>デクタム</td><td>mg/kg</td><td>0.006</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ジメジン</td><td>mg/kg</td><td>0.0033</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オノベカルブ</td><td>mg/kg</td><td>0.02</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>mg/kg</td><td>0.01</td><td>日本産業規格 K0102 65.0, 65.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふつ素</td><td>mg/kg</td><td>0.8</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>mg/kg</td><td>1</td><td>日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>mg/kg</td><td>0.05</td><td>昭和46.12 環告第59号付表1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>費用地図</td><td>底面</td><td>15</td><td>費用地図(検査用)と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する</td><td>含有試験</td><td></td></tr> <tr><td>鋼</td><td>mg/kg</td><td>125</td><td>費用計量の検査用と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する</td><td>含有試験</td><td></td></tr> <tr><td>検体の性状</td><td>形狀</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td>発生場所:</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>発生事業者名:</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						計量の対象	単位	測定値	基準値	測定方	備考	カドミウム	mg/kg	0.003	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4			全シアン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			有機構	mg/kg	不検出	昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの			鉛	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 54			六価クロム	mg/kg	0.052下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)			鉄	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 61			銅水銀	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表2			アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3			P.C.B.	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表4			クロロメタン	mg/kg	0.02	日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			四塩化炭素	mg/kg	0.002	昭和46.12 環告第59号付表1			クロロブレゼン	mg/kg	0.004	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,2-ジフロエチレン	mg/kg	0.1	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,1-ジフロエチレン	mg/kg	0.04	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,2,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.04	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,1,1-トリフルオロエチレン	mg/kg	1	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.006	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,1,2,2-テタフルオロエチレン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			1,3-ジフルオロエーテル	mg/kg	0.002	日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			デクタム	mg/kg	0.006	昭和46.12 環告第59号付表1			ジメジン	mg/kg	0.0033	昭和46.12 環告第59号付表1			オノベカルブ	mg/kg	0.02	昭和46.12 環告第59号付表1			ベンゼン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 65.0, 65.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1			ふつ素	mg/kg	0.8	昭和46.12 環告第59号付表1			ほう素	mg/kg	1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4			1,4-ジオキサン	mg/kg	0.05	昭和46.12 環告第59号付表1			費用地図	底面	15	費用地図(検査用)と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する	含有試験		鋼	mg/kg	125	費用計量の検査用と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する	含有試験		検体の性状	形狀					備考	発生場所:						発生事業者名:				
計量の対象	単位	測定値	基準値	測定方	備考																																																																																																																																																																																																						
カドミウム	mg/kg	0.003	日本産業規格 K0102 35.2, 55.3X付表4																																																																																																																																																																																																								
全シアン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102 38.0, 1.1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
有機構	mg/kg	不検出	昭和69.9 環告第6号付表1、 昭和69.9 環告第6号付表2の「アセトナリ法」以外のもの																																																																																																																																																																																																								
鉛	mg/kg	0.011下	日本産業規格 K0102 54																																																																																																																																																																																																								
六価クロム	mg/kg	0.052下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2, 7.8除く)																																																																																																																																																																																																								
鉄	mg/kg	0.012下	日本産業規格 K0102 61																																																																																																																																																																																																								
銅水銀	mg/kg	0.0065下	昭和46.12 環告第59号付表2																																																																																																																																																																																																								
アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3																																																																																																																																																																																																								
P.C.B.	mg/kg	不検出	昭和46.12 環告第59号付表4																																																																																																																																																																																																								
クロロメタン	mg/kg	0.02	日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
四塩化炭素	mg/kg	0.002	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
クロロブレゼン	mg/kg	0.004	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,2-ジフロエチレン	mg/kg	0.1	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,1-ジフロエチレン	mg/kg	0.04	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,2,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.04	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,1,1-トリフルオロエチレン	mg/kg	1	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.006	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,1,2,2-テタフルオロエチレン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチレン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 5.1, 5.2, 5.3, 5.4X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
1,3-ジフルオロエーテル	mg/kg	0.002	日本産業規格 K0102 5.0, 5.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
デクタム	mg/kg	0.006	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
ジメジン	mg/kg	0.0033	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
オノベカルブ	mg/kg	0.02	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
ベンゼン	mg/kg	0.01	日本産業規格 K0102 65.0, 65.2X付表1及び38の欄告11の方法を除く) 告示46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
ふつ素	mg/kg	0.8	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
ほう素	mg/kg	1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4																																																																																																																																																																																																								
1,4-ジオキサン	mg/kg	0.05	昭和46.12 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																								
費用地図	底面	15	費用地図(検査用)と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する	含有試験																																																																																																																																																																																																							
鋼	mg/kg	125	費用計量の検査用と検査用地図(検査用)の底面を合わせて各所に記入する	含有試験																																																																																																																																																																																																							
検体の性状	形狀																																																																																																																																																																																																										
備考	発生場所:																																																																																																																																																																																																										
	発生事業者名:																																																																																																																																																																																																										

*計量証明の事業者の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

*事業者の所在地:

(様式 5-5)

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

発行番号	分析機関名
代表者	所在地
電話番号	計量試験事業者の登録番号
環境試験士	

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境省告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法で試験を実施し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分・番号) _____

計量の対象	単位	測定値	基準値	計量方法
カドミウム	mg/kg	0.0032下	日本産業規格 K0102-55.2, 55.3又は55.4	
全チタン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102-38(38.1, 1及び738)の検査11の方法で除く) 昭和49.9 標準第64号付表1	
有機燐	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102-54	
鉛	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-54(1.2×1.3×1.7)注以外のもの	
六価クロム	mg/kg	0.02以下	日本産業規格 K0102-65.2(165.2を除く)	
鉛素	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-61	
鉛水銀	mg/kg	0.0005下	昭和46.12 標準第59号付表2	
アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 標準第59号付表3 昭和49.9 標準第64号付表3	
PVC	mg/kg	不検出	昭和46.12 標準第59号付表4	
アソチニクリン	mg/kg	0.0005下	日本産業規格 K0102-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
三塩化鉄	mg/kg	0.0023下	日本産業規格 K0102-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
クロロジケレン	mg/kg	0.0025下	平成9.3 標準第10号付表	
1,2-ジフロロエチレン	mg/kg	0.0003下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1-二フロロエチレン	mg/kg	0.13下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,2-二フロロエチレン	mg/kg	0.043下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,1-三フロロエチレン	mg/kg	12.000下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,2-三フロロエチレン	mg/kg	0.013下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,1,2-四フロロエチレン	mg/kg	0.001下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,1,2,2-五フロロエチレン	mg/kg	0.01下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,2,2,2-五フロロエチレン	mg/kg	0.0023下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5	
1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.0061下	昭和46.12 標準第59号付表5	
シラゼン	mg/kg	0.0003下	昭和46.12 標準第59号付表6 第1, 第2	
オゾンベンカルブ	mg/kg	0.021下	昭和46.12 標準第59号付表6 第1, 第2	
オゾン	mg/kg	0.01以下	昭和46.12 標準第59号付表6 第1, 第2	
セレン	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/kg	0.083下	日本産業規格 K0102-34.1, 34.4	
ほう素	mg/kg	0.01以下	昭和46.12 標準第59号付表7	
1,4-二オキ	mg/kg	0.032下	昭和46.12 標準第59号付表8	
鋼(農用地)	mg/kg	125未満	昭和47.10 標準第1号付表3及び第2条	
鉛素及びその化合物	mg/kg	150下	昭和46.12 標準第59号付表3及び第2条	
銅素及びその化合物	mg/kg	150下	昭和46.12 標準第59号付表3及び第2条	
1,1'-二アセチルビニル化合物	mg/kg	450下	日本産業規格 K0102-55.2, 55.3又は55.4	
鉛素及びその化合物	mg/kg	150下	日本産業規格 K0102-54	
銅素及びその化合物	mg/kg	150下	日本産業規格 K0102-61	
1,2-二アセチルビニル化合物	mg/kg	250下	日本産業規格 K0102-65.2(165.2を除く)	
1,2-二アセチルビニル化合物	mg/kg	4,000下	昭和46.12 標準第59号付表4	
1,2-二アセチルビニル化合物	mg/kg	4,000下	日本産業規格 K0102-47.1, 47.3, 47.4	
セレン及びその化合物	mg/kg	150下	日本産業規格 K0102-67.2, 67.3, 67.4	
セレン及びその化合物	mg/kg	150下	日本産業規格 K0102-38(38.1, 1及び738)の検査11の方法で除く) 昭和46.12 標準第59号付表1	
水素イオノ濃度	—	—	昭和46.12 標準第59号付表1	
検体の性状	形状	色	—	
備考	発生場所: 工事名: 発生事業者名:			

※ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

(様式 5-6)

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

発行番号	分析機関名
代表者	所在地
電話番号	計量試験事業者の登録番号
環境試験士	

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境省告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法で試験を実施し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分・番号) _____

計量の対象	単位	測定値	基準値	計量方法	
カドミウム	mg/kg	0.0034下	日本産業規格 K0102-55.2, 55.3又は55.4		
全チタン	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102-38(38.1, 1及び738)の検査11の方法で除く) 昭和49.9 標準第59号付表1		
有機燐	mg/kg	不検出	日本産業規格 K0102-54		
鉛	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-54(1.2×1.3×1.7)注以外のもの		
六価クロム	mg/kg	0.02以下	日本産業規格 K0102-65.2 (165.2を除く)		
鉛素	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-61		
鉛水銀	mg/kg	0.0005下	昭和46.12 標準第59号付表2		
アルキル水銀	mg/kg	不検出	昭和46.12 標準第59号付表3 昭和49.9 標準第64号付表3		
PVC	mg/kg	不検出	昭和46.12 標準第59号付表4		
アソチニクリン	mg/kg	0.0005下	日本産業規格 K0102-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
三塩化鉄	mg/kg	0.0023下	日本産業規格 K0102-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
クロロジケレン	mg/kg	0.0025下	平成9.3 標準第10号付表		
1,2-ジフロロエチレン	mg/kg	0.0003下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1-二フロロエチレン	mg/kg	0.13下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,2-二フロロエチレン	mg/kg	0.043下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1,1-三フロロエチレン	mg/kg	12.000下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1,1,2-四フロロエチレン	mg/kg	0.013下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1,1,2,2-五フロロエチレン	mg/kg	0.001下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1,2,2,2-五フロロエチレン	mg/kg	0.0023下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
1,1,2-トリフルオロエチレン	mg/kg	0.0063下	昭和49.9 標準第59号付表5		
シラゼン	mg/kg	0.0003下	日本産業規格 K0125-5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5		
オゾンベンカルブ	mg/kg	0.02以下	昭和46.12 標準第59号付表6 第1, 第2		
オゾン	mg/kg	0.01以下	昭和46.12 標準第59号付表6 第1, 第2		
セレン	mg/kg	0.01以下	日本産業規格 K0102-67.2, 67.3, 67.4		
ふっ素	mg/kg	0.812下	昭和46.12 標準第59号付表7		
ほう素	mg/kg	1以下	日本産業規格 K0102-47.1, 47.3, 47.4		
1,4-二オキ	mg/kg	150下	昭和46.12 標準第59号付表2		
鋼(農用地)	mg/kg	450下	日本産業規格 K0102-55.2, 55.3又は55.4		
鉛素及びその化合物	mg/kg	570下	日本産業規格 K0102-38(38.1, 1及び738)の検査11の方法で除く) 昭和46.12 標準第59号付表1		
銅素及びその化合物	mg/kg	570下	日本産業規格 K0102-38(38.1, 1及び738)の検査11の方法で除く) 昭和46.12 標準第59号付表1		
含有量試験	シラゼン及びその化合物	mg/kg	570下	日本産業規格 K0102-34.1, 34.4	
水素イオノ濃度	—	—	昭和46.12 標準第59号付表7		
検体の性状	形状	色	—		
備考	発生場所: 工事名: 発生事業者名:				

※ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

(様式 6-1)

土砂等発生元証明書

年 月 日

第九号様式(第八条第二項)

特定事業者名	年 月 日
様	
発生元事業者	
住所	
事業者名	
代表者又は現場責任者	印
電話番号	

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事名	
工事施工場所	
発注者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5, 000 m ³ 以内)
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有・無 別紙とのおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等連携契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場) 住所 氏名 (埋立て等の事業場) 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 6-2)

土砂等発生元証明書

年 月 日

別記様式第8号(第9条関係)

発注者	年 月 日
発生元事業者	事業者名
代表者又は現場責任者	印
電話番号	印

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処することいたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5, 000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所 氏名
発生土砂等最終処分事業者	住所 氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 6-3)

別記第12号様式(第16条関係)

土砂等発生元証明書

年月日

和歌山県知事様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
発生元事業者
責任者氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

探取場所の所在地	
説明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名
発注者	施工期間
当該工事に係る土砂等の発生量	年月日～年月日 (うち今回の搬入量m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (4,000 m ³ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の證明書の有無	有・無
発生土砂等の区分	1の(1)、1の(2)、2
説明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	神奈川県横須賀市吉井2-7-11 株式会社 マルモリ 代表取締役 長森 豊 電話 046-854-4212

備考

- 1 発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の(1)(1)、(1)(2)、(2)の区分に該当するものを○で囲むこと。
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

(様式 6-4)

別記第16号様式(第15条関係)

土砂等発生元証明書

年月日

相模原市長あて

発生元事業者
住所
氏名
電話番号

印

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、次のとおり搬出する土砂等が次の事業から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

事業業者名	
施工場所	
発注者	
事業期間	
当該工事に係る土砂等発生量 総量	m ³ (うち搬出契約量m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の区分	
発生土砂等搬出入事業者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
(一時堆積事業場)	住所 氏名
発生土砂等埋立て事業者名	(埋立て等の事業場) 住所 相模原市緑区葉山島字 紅葉山1007番外32筆 氏名 (株) 奥村組 東日本支 社 取扱役務執行員社長 金重昌宏

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 6-5)

土砂等発生元証明書

年月日

秦野中井インターチェンジ南地区画整理組合

理事長 大庭 正敏 様

中井町諏訪地区土地改良区

理事長 岩本 良平 様

発生元事業者
住所
事業者名
代表者
現職責任者
電話番号

印

印

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり搬出することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年月日～年月日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	有
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所 氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 6-6)

土砂等発生元証明書

年月日

愛川町長様

発生元事業者
住所
事業者名
代表者
現職責任者
電話番号

印

印

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり搬出することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年月日～年月日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	有
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所 氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 7-1)

第三号様式(第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

印

連絡先電話

別添地質分析(濃度)結果証明書(排水汚染状況測定(濃度)結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質(表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 排水(定期・廃止・完了・終了)
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合の採取深度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析(濃度)結果証明書、排水汚染状況測定(濃度)結果証明書に記載された番号等を記載すること。

(様式 7-3)

別記第6号様式(第11条、第16条、第22条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話番号

別添土壤検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	
検 体 区 分	土砂等(表土・搬入・定期・廃止・完了) 浸透水(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	

備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

(日本工業規格A列4番)

(様式 7-2)

別記様式第9号(第9条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職 氏 名

印

電話番号

別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質(搬入・定期・廃止・完了) 水質(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

(様式 7-4)

別記第6号様式(第7条、第8条、第12条、第15条、第19条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職 氏 名
電話番号

㊞

別添計量証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

件名又は試料名	
報 告 区 分	土壤(表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 水質()
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
土壤分析の場合の採取深度(m)	m

注 件名又は試料名の欄には、別添の計量証明書に記載された番号等を記載すること。

(様式 7-5)

検査試料採取調書

年月日

採取者

住所

所属

職氏名

印

連絡先電話

別添地質分析(濃度)結果証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分・番号	
採取年月日	
採取日の天気	
地質分析の場合の採取深度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析(濃度)結果証明書に記載された番号等を記載すること。

(様式 8)

年月日

工期・発生土量の変更に伴う証明書

工事名:

路線・河川・区域名:

工事場所:

上記の工事について、()の理由から、工期を 年 月 日まで延伸し、
発生土量を () m³から () m³に変更したことに相違ありません。

発注機関(所属・役職)

担当者名

印

発生元事業者

事業者名

印

代表者名

(様式 9)

年月日

土砂搬入完了精算書

〔承諾番号_____〕

㈱建設資源広域利用センター 御中

登録番号_____

工事請負者 住所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量を下回ったので届け出ます。

搬入先(受入地名)				
発注機関				
工事名				
搬入申込土量		m ³		
券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
t車券	枚	m ³	m ³	m ³
t車券	枚	m ³	m ³	m ³
t車券	枚	m ³	m ³	m ³

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

券種	返却券枚数	積載土量	返却券量	返却券量の合計
t車券	枚	m ³	m ³	m ³
t車券	枚	m ³	m ³	m ³
t車券	枚	m ³	m ³	m ³
受入単価	昼／夜	(地山1m ³ 当たり)		円
		(税抜)		円
		税率: 10%		円
還付金額	(税込)			円
選付先	金融機関・支店名	口座名義人(フリガナ)	科目	口座番号
		()	当座	
	銀行		・	
	支店		普通	
備考欄				
工事請負者担当者(氏名) (電話)	(携帯) (FAX)			

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関(所属)	印
監督員(氏名) (電話)	(FAX)

注意

1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

(様式 10)

年月日

土砂搬入完了届

〔承諾番号_____〕

㈱建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所

法人名

代表者職氏名

現場代理人 氏名

印

次のとおり搬入申込土量全量の搬入が完了したので届け出ます。

搬入先(受入地名)				
発注機関				
工事名				
搬入申込土量		m ³		
搬入完了土量		m ³	上記搬入申込土量とのおり	
備考欄				
工事請負者担当者(氏名) (電話)	(FAX)			

注意

1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

※ 土砂搬入完了精算書や土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は当書類(土砂搬入完了届)の提出は不要です。

(様式 11)
年 月 日

土砂搬入完了確認依頼書

[承諾番号 _____]

株建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり建設発生土の搬入を完了したので確認書の発行を依頼します。

搬入先(受入地名)				
発注機関				
工事名				
工事場所				
搬入申込土量	m ³			
搬入完了土量 (券換算)	券種	枚数	積載土量	搬入土量
	t車券	枚	m ³	m ³
	t車券	枚	m ³	m ³
t車券	枚	m ³	m ³	
土砂搬入開始日	年	月	日	
土砂搬入完了日	年	月	日	
工事請負者担当者(氏名)	(電話)	(FAX)		
完了確認書送付先(宛名)				
(郵便番号)	(住所)			

注意
1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。
2) 土砂搬入完了確認書の発行を希望する場合は必ず当書類を提出してください。

(様式 12)
年 月 日

運搬車両一覧表

工事名
工事請負者

運搬事業者名
住所
電話番号

ナンバー	背番号
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

* 注 排ガス規制をクリアしていない車両は使用できません
* 注 車検証・運転免許証等の写しを添付する必要はありません

(様式 13)
年 月 日

仮置場使用確認書

工事請負者 住所
法人名
代表者職氏名 印
電話

工事において発生した土砂を下記の仮置場に仮置後、受入地へ搬入いたします。
なお、仮置期間中は、他の工事より発生した土砂が混入することの無いよう適正に管理いたします。

工事名				
発注機関				
契約工期	年 月 日	～	年 月 日	
工事場所				
仮置土量	m ³			
仮置予定期間	年 月 日	～	年 月 日	※土砂の仮置期間を記入してください。
仮置場	住所			
	名称			

上記の記載事項については、相違ないことを確認しました。

発注機関 (所属)	(氏名)	印
--------------	------	---

添付書類(案内図、平面図、現地写真) 平面図には置場及び寸法を明記すること

(その他)
年 月 日

土砂搬入完了確認書

御中

株式会社 建設資源広域利用センター

次の工事のUCR受入地への土砂の搬入は、下記のとおり完了したことを確認します。

1. UCR承諾番号
2. 発注機関
3. 工事名
4. 工事場所

記

搬入受入地	搬入土量	申込土量	m ³
		完了土量(券換算)	m ³
土砂搬入期間自 年 月 日 至 年 月 日			

(その他)

第1号様式

納入通知書発行依頼書（第　回）

〔承諾番号 _____〕

年　月　日

愛川町長殿

工事請負者 住所
法人名
代表者職氏名 印

土砂搬入にあたり、次のとおり依頼します。

搬入先 (受入地名)		愛川町半原			
発注機関					
工事名					
搬入申込土量		m ³			
既発券土量		m ³ (a)			
今回発券枚数 及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b)×(c)	発券土量の合計 (d)
	t車券	枚	m ³	0.00 m ³	
	t車券	枚	m ³	0.00 m ³	
t車券	枚	m ³	0.00 m ³	0.00 m ³	
受入単価 (地山1m ³ 当たり)		(税抜) 3,350 円			
納付金額		(税抜) 0 円			
		税率: 10% 0 円			
		(税込) 0 円			
累計発券土量		0.00 m ³ (a)+(d)			
備考欄					

注意
1) 承諾番号は第2回目以降の発券申請の場合にご記入ください。
2) 積載土量(地山)は使用車両のトン数を平均単位体積重量で除し、小数第三位以下を切り捨てた数量とします。
(例) 平均単位体積重量が1.8t/m³の場合 10t車…5.27m³、4t車…2.22m³、3t車…1.66m³、2t車…1.11m³

(その他)

第2号様式

土砂搬入完了精算書兼請求書

〔承諾番号 _____〕

年　月　日

愛川町長殿

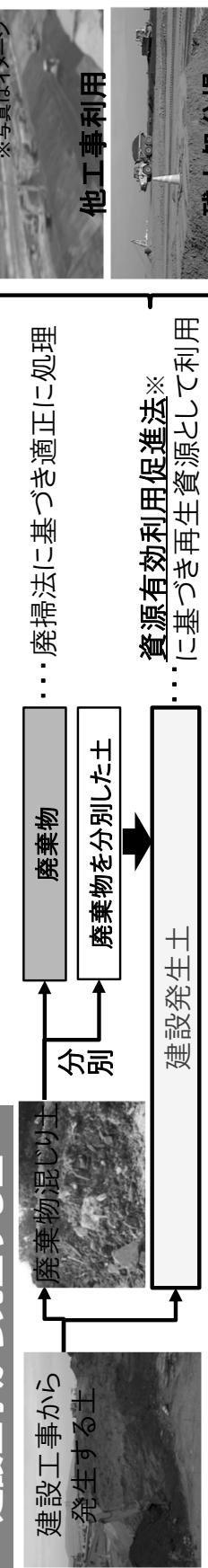
工事請負者 住所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先 (受入地名)		愛川町半原						
発注機関								
工事名								
搬入申込土量		m ³						
搬入完了土量 (券換算)		券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計		
		t車券	枚	m ³	0.00 m ³			
		t車券	枚	m ³	0.00 m ³			
		t車券	枚	m ³	0.00 m ³	0.00 m ³		
上記に伴う受入料金の選付を下記のとおり請求します。								
未使用返却券枚数 及び返却券土量		券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計		
		t車券	枚	m ³	0.00 m ³			
		t車券	枚	m ³	0.00 m ³			
受入単価 (地山1m ³ 当たり)		(税抜)	3,350 円					
				(税抜)	0 円			
				税率: 10%	0 円			
請求金額		(税込)				0 円		
		(税込)				0 円		
						0 円		
選付先	金融機関・支店名	口座名義人 (フリガナ)	科目	口座番号				
	銀行 支店	(_____)	当座 普通					
備考欄								
工事請負者担当者 (氏名) (携帯) (電話) (FAX)								

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の精算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

建設発生土の計画制度の強化

[現行制度] 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³→500m³）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】

○ 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化

- 【省令改正：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】



新たな制度等
(盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

公共工事等発注者のみなさまへ

建設発生土の搬出先の明確化等の取組で 建設発生土の適正利用・処理の促進を

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害等を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、建設発生土の搬出先の明確化等の取組が行われています。

公共工事発注者には、工事発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底に努めることが、元請業者には、資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の確認等が義務づけられていますので、適切に対応いただくようお願いします。

＜指定利用等の徹底＞

- 不法・危険盛土等を防止するためには、建設発生土の搬出先を元請業者任せにせず、工事の発注段階で搬出先を指定する等の指定利用等の実施や運搬・処分費等適切な積算を行うことの徹底が必要です。
- 入契法適正化指針※1に基づき、建設発生土の適正処理の推進のため、設計図書に明示するなどして関係間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報、予定価格の設

※1 適正化指針（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）とは

- 入契法（※2）に基づき国交・総務・財務大臣が案を作成し閣議決定
- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方自治体に対し、特に必要と認められる措置をこうべきことを要請

※2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

工事契約時

＜公共工事標準請負契約約款の改正＞

- 建設発生土の搬出先の明確化を行うため、公共工事標準請負契約約款が改正され、指定利用等や元請業者の取組が明確化されています。

建設工事請負契約書（抜粋）

（八 建設発生土の搬出先等）

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

（略）

公共工事標準請負契約約款は、国、地方公共団体等のみならず、電力、ガス、鉄道、電気通信等の、常時建設工事を発注する民間企業の工事についても用いることができるよう作成され、国の全ての機関、都道府県、政令指定都市、公共法人等に加え、電力会社、ガス会社、J R各社、N T T等の民間企業に勧告されている。



不動産・建設経済局 建設業課

（令和5年8月版）

元請業者のみなさまへ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

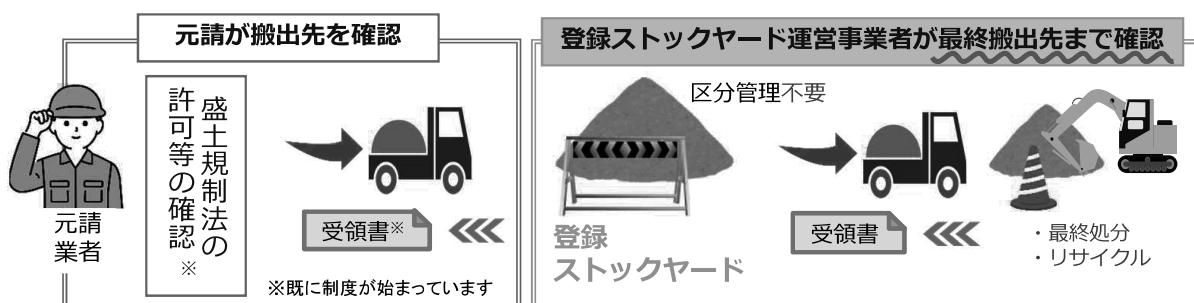
令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

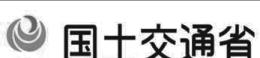
◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、
登録制度のご紹介をお願いします。

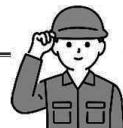


問合せ先は「ストックヤード運営事業者登録制度」Web検索

(令和5年6月版)

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。



＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※1の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※2
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者に通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事
再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上, Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上
再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上, 碎石500t以上, 加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞



- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の確認を受けてください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。



＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



詳しい情報は「建設発生土の搬出先計画制度」をWeb検索

【メモ】

【メモ】





交通のご案内

東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」2番出口前

なお、虎ノ門清和ビルに時間貸駐車場はございません。

お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



UTILIZATION of CONSTRUCTION RESOURCES CENTER 株式会社 建設資源広域利用センター

〒105-0001 港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル11階
TEL 03(6205)8347(首都圏課) FAX 03(3503)5011
URL : <https://www.ucr.co.jp>

建設発生土は貴重な資源です。
この冊子は再生紙を使用しています。